

## 議事録

<b>件名：</b>	契約監視委員会（2018年度第2回）
<b>日時：</b>	2018年9月26日（水） 10：30～12：30
<b>場所：</b>	JICA 本部役員会議室
<b>委員長：</b>	不破 邦俊 公認会計士
<b>委員：</b>	関口 典子 関口公認会計士事務所（公認会計士） 中久保満昭 あさひ法律事務所（弁護士） 乾 英二 国際協力機構 監事
<b>JICA：</b>	加藤正明理事、調達部（事務局）村瀬部長他 総務部、企画部、社会基盤・平和構築部、他関係部署
<b>議題：</b>	1. 競争性のない随意契約（2017年度）の点検 2. 後継案件の受注者選定時における先行案件の収集情報の取扱い

### 議事概要：

#### 進行役：

それではこれより2018年度第2回契約監視委員会を開催させていただきたいと思っております。

まずご報告でございます。お手元に2018年度調達等合理化計画のコピーをお配りさせていただいております。前回の委員会におきまして同計画の中で設定されている評価指標が分かりづらいというご指摘をいただきました。そのご指摘を受けまして、お手元のコピーの7ページ目になりますが、脚注に追加いたしましたして、評価指標に関する解説を行っております。また、10ページ目でございますけれども、2017年度委員会の活動状況の資料となりますが、この資料に関しましても前回の委員会におきまして抽出率に関する説明が必要とご指摘をいただきました。その点につきましても10ページ目の脚注に競争性のない随意契約となった案件の内訳を明記させていただくことで、例えば不動産の賃貸借契約のように特命随意契約にならざるを得ない案件も多数含まれていることを解説いたしております。これらの資料につきましては前回の委員会の議事録とともに修正済みのものを当機構のホームページに公開いたしておりますことを、併せてご報告します。

それでは本日の委員会の資料についてご説明申し上げます。本日は議題が二つでございます。一つ目は競争性のない随意契約2017年度の点検で、10件が対象でございます。二つ目が、後継案件の受注者選定時における先行案件の収集情報の取り扱い。以上2点でございます。議題1につきましてはリストをお付けしておりますけれども、案件が10件と多いところでございますので、議事進行に関しましては説明者よりの概要説明は省略させていただき、委員の先生方から直接質問をいただくという形で進行させていただければと思います。ただし、本日の審議対象の6番、すなわち2018年度新留学生プログラム方式に係る研修員受入委託契約（北海道大学）につきましては、案件の取り上げに際しまして委員の方より全体プログラムとそれに基づく調達方針等を伺いたいというご要望もございましたので、冒頭に部署より図表を用いた説明、今、別途資料をお配りさせていただいておりますけれども、こちらを用いてご説明をさせていただき、その後にご審議をいただくという形式にさせていただきたいと思っております。議題2につきましては事務局の調達部長村瀬よりご説明申し上げます。議事進行へのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは委員長に進行をお願いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

## 議題1 競争性のない随意契約（2017年度）の点検

委員：

では早速、議題1のほうの10件の案件1番から行いたいと思います。まずこれは南アフリカ事務所のナショナルスタッフ所得税修正申告業務ということであり、この案件を選定したのは2名の委員なんですけども、まずご質問があれば。

### 1 ナショナルスタッフの所得税の修正申告業務

委員：

はい、私はこの案件五つ選定した中の第5順位であったものなのですが、優先順位は高くなかったんですが、別表資料の中に Deloitte Tomatsu を外したのが利益相反に当たる可能性があるため委託先となり難いという記載があったので、おそらくほかの PWC とか EY とかというのは日本人スタッフがいないとか日本人会計士が派遣されるかどうか分からないとか、ほかの理由でも切られちゃってるので、この Deloitte についてこの理由がなければ競争性を付与することも可能なのかなというふうに思ったものですから、この利益相反の中味だけ確認したいという趣旨で挙げさせていただいたものです。この点だけご説明いただければ結構です。

JICA：

実はもと Deloitte Tomatsu で働いていた会計士の方にちょっとご意見を伺ったんです。そうしたところ、Deloitte Tomatsu さんは JICA 本部の監査も請け負っていますと。本部と事務所では違うんですけども、過去何年間にわたって本部での監査報告はおそらく問題なしというふうに出ているんじゃないかなろうかと。一方事務所のほうはナショナルスタッフの所得税の支払いについて誤りがあったと。これも事実ですから報告せざるを得ない、そこに矛盾が生じるだろう。したがって、Deloitte Tomatsu さんはそういう今回南ア事務所が発注しようとしている契約については受けないんじゃないかと。そこで利益相反、会計士の世界でこれを利益相反と呼ぶのかどうか分かりませんが、どうも利益相反と呼ぶらしく、利益相反に当たるおそれがあるのでおそらく受けないんじゃないかというコメントをいただきました。それが根拠になります。

委員：

その Deloitte Tomatsu 出身の会計士に話を聞いたというのは、その相手先として適切じゃないんじゃないかという問題意識があって、それで特に確認されたということですか。

JICA：

いえ、実は事務所員の知人だったものですから、一番身近にいた元会計士ということでコメントを求めたということです。たまたま Deloitte だったということです。

委員：

そうすると、このちょっと延滞税の関係で迅速に進める必要があると、ほかの理由を書かれていますけど、そういう観点でまず Deloitte のほうの人に声を掛けてみたら、そういうことで問題があるんじゃないかということでは実は分かったということなんですか。

JICA：

ええ、まあ元 Deloitte ですけど。

**委員：**

なんかこの監査人の独立性とか利害関係というルールはずいぶん国際的に厳しくなっていて、昔と今はずいぶん状況が違うと思うので、昔、例えば私が 20 年ぐらい前にロンドン事務所にいた頃は、日本の会社を監査しているところと提携しているところの事務所の税務部門が、日本から派遣されてきておられる方の所得税のお手伝いするのも当たり前の世界だったのですね。でも、どんどんどんどんルールが厳しくなっているのが今現在どうなっているかというのはちょっと、もう私が外れてだいふなるんで分からないんですけども、本当に問題というのは、もしこの特命随意での契約にするか否かについて Tomatsu を外すのであればむしろ、Tomatsu そのものにこの事情を話して受けられますかどうかというのを確認することまでやったほうがいいんじゃないかなという気がするんですけど。

**JICA：**

それはおっしゃる通りだったと思います。元 Deloitte で、会計士で、そんなに昔に辞めた方ではなかったの、再度、在南アの Deloitte Tomatsu さんには確認はしていません。

**委員：**

南アというよりは日本の Tomatsu に確認したほうがいい問題だと思うんですけど。例えば日本の監査人として南アでそういうことをされたら困るというのであれば、まあもうできないということになりますので。

**JICA：**

なるほど。

**委員：**

はい、結構です。

**委員：**

私はこれ選定した理由としては、まずこの金額がナショナルスタッフの所得税の問題として 1000 万を超えるなんか修正に関する業務だというのは、まずやたら高いなというのがまあ直観的な理由なんですけども、もともと日本人の方がどうしても必要だというふうに書いておられるんですけども、現地に駐在している日本人の会計士の方というのは、現地スタッフの所得税という、わりと細かいというか向こうでは当たり前ですけども、日本人が関与する必要というのはあんまりないような問題について、どうしてこの人はこの必須なんですかというのが次のご質問、疑問です。で、まずちょっと最初にお伺いしたいのは、この南ア事務所というのは、このナショナルスタッフは何名ぐらいおられるんですか。

**JICA：**

10 名です。

**委員：**

で、まあやはりそんなに多くないのに、どうして 1000 万を超える経費がかかるのかなというところで、この配布されている資料を拝見すると、ここの概要説明にも詳しいことが書いてありまして、実際にはなんか従業員の方が確定申告をしようとしたら、税務署のほうから南アフリカ事務所から納税してるといふデータが来てないよと言われて、それが発端で始まったというようなお話もあるんですけども、まずそこで一つ疑問があるのは、もう一つ税率古いのを使っていて計算が間違ってたということも書いて

ありました。ただ、実際には税率を間違えただけであれば間違った金額を歳入庁のほうに払ってれば、歳入庁のほうにはデータがあるんで、彼らは間違ったことに気が付かなくて個人の方が確定申告されたときそのまま通っちゃうのが普通のような気がするんで、まず向こうにデータがなかったということは源泉したお金を誰かが、何て言うか歳入庁に入れてなかったというような問題もあるんじゃないかというようなこともなんかちょっと読めてしまうんですね。ですから、その実態というのをちょっともう少し詳しく教えていただけませんか。

**JICA :**

2010年の第4四半期から源泉徴収して、所得税を納付し始めました。それ以前は援助機関ということもあって免除されていました。技協協定も結ばれていますし。ただ、2009年ぐらいからそういうドナー、別にJICAだけではないですけども、ほかの国のドナーについても、そこで働くナショナルスタッフの源泉徴収はすべきじゃないのかという議論が南ア国内で起こりまして、本当なのかどうなのかというのがまあ若干長々と続いて、結局やはり取るべきだということで、2010年の第4四半期から始まったと。そのときには歳入庁の方に事務所にも何度も来てもらって計算の仕方、システムへの入力の方法というのを始めたということです。

そのままやっていたところ、おっしゃったように2017年にちょっと違うよと。データについてですけども、データはなぜか反映されていなかった。これは顧問弁護士も使ったりいろいろ手を尽くして調べたんですけども、原因は分からずです。でも、支払いの証明は持っているんで、それについて歳入庁側に提示したところ、支払っているのは分かったと。ただ、なぜかデータが反映されていないということです。なので、データに反映されてない、すなわちどこか違うところに行っているんじゃないかという懸念は、事務所も当然ながら持っていませんし歳入庁も持ってないというような状況です。

**委員 :**

そうすると、そのお金が歳入庁に入っていないということ。

**JICA :**

いや、入っているんですけども、彼らのシステムというかデータがなんか飛んじゃっていたんですね。

**委員 :**

基本的には歳入庁のほうの問題だと。

**JICA :**

そこはもうそういうことですね、はい。

**委員 :**

で、このほかにも税率を使って計算しちゃったというところは初歩的なミスだったと思うんですけども、この実際にその問題が発生するって、このKPMGに頼む前までの給与計算というのはどういうやり方なんですか。

**JICA :**

歳入庁に最初聞いた税の計算の仕方をエクセルに落として、つまり基本給がこれ、残業代がこれって入れると税率が出るようなエクセル計算式を事務所のほうで作って、そこに手入力をして出た金額を納入していたということになります。

**委員：**

それは現地スタッフの方が、そのエクセルを使って計算していたのか、それとも日本人の方スタッフですか。

**JICA：**

日本人スタッフですね。

**委員：**

なるほど。で、問題が出てから、一つはまず 2017 年 3 月から 2018 年 2 月までを対象とした修正申告業務をまず KPMG に頼んだと。もう一つは 2018 年 1 月以降のナショナルスタッフ申告税源泉徴収事務手続きの契約と、これは今後給与計算を KPMG に頼もうということで契約をしたとそういうことですか。

**JICA：**

はい、1 点目は間違いの修正がとりあえず 2017 年度のナショナルスタッフの確定申告ができないということなので、とりあえずその年度をきれいにしようというのが一つ目です。二つ目については、おっしゃるようにもうエクセルでちまちまやって事務所のほうで計算して、また間違いが起きたら困るということで、もうそこは詳しい会計事務所アウトソーシングしようというのが、二つ目の 2018 年 1 月からの代行業務ですね。

**委員：**

今の 2 本の契約というのは、今回の契約とは違う前の別の契約なのですか。

**JICA：**

はい、まず 2017 年度をきれいにして、2018 年の 1 月からの現在も続いている代行業務ですね。さらに、過去に遡って間違っている可能性が高い。したがって 5 年遡って再計算再確認をしてもらおう。間違っているのであれば税率、あとは追徴金があるのであればその金額もきれいにしてほしいというのが今回。加えて歳入庁との交渉もしてほしいと。つまり、南アの歳入庁は自己申告で間違っていたから修正しますといった場合の遡りの年数が一般的に 5 年と言われているらしいのですが、KPMG いわく、そこは歳入庁の裁量によって、JICA 設立から再計算するんだと言い出す可能性もあるということなので、そこはせめて 5 年に留めてほしい、そういう交渉をしてほしいということでプロに頼んだということです。

**委員：**

今回の契約の前の KPMG に頼んだ契約というのは、これは特命随意契約なんですか。

**JICA：**

そうですね、そこは特命随契です。金額もちょっと大きくはなかったのです。

**委員：**

普通の金額だった。というか、その理由というのも結局日本人の会計士がいるからとか、そういうことなのですか。

**JICA :**

はい、これはもう単純に 2018 年 1 月からの代行業務であれば日本人いるなし関係なく計算して収めてよということで日本人は求める必要はないと思いますけれども、今回は間違っていないと思ってずっとやっていたのが間違っていた。で、毎年税率は変わる、で、例えばいろんな税金がかかる経費についての考え方が日本と流れはかなり異なる。あと JICA の立場、技協協定をベースにした団体であるけれども、やはりナショナルスタッフは課税になるというようにいろんなことがあって、もう語学力の問題だけではないと、もうこれはもう二度と間違えられないなど。そこをきちんと橋渡ししてくれる会計士がやっぱり事務所としては求めたというところですかね、日本人というところに拘ったのは。

**委員 :**

で、もう一つこの配布資料を読むと、結局今もおっしゃったんですけど、1997 年からずっとなんかそのまま遡ってやられるかもしれないかおっしゃっていたと思うんですけども、この先ほどの説明ですと 2010 年ぐらいまではドナーは免除されていたというご説明だったんで、であればその分もその 2010 年より前に遡られる心配というのはあるんですか。

**JICA :**

そこも明確に免除され、ナショナルスタッフの源泉徴収が免除されますって言われていたわけではないです。ほかのドナーも含めて免除だよねという世界というのは、ちょっと曖昧ですけども、ほかのドナーも当然払ってなかった、源泉していませんでしたので、そうですね、明確に言われていたわけじゃないです。だから、南アは意外にきっちりしていますけども、そこは何を言い出すか分からない国なので、そうは言ったけどやっぱりというのはよくあることですから、そういうおそれがあるということです。

**委員 :**

2010 年に指摘を、歳入庁の指導を受けてこう計算の仕方まで習ったということは、それまで払ってないということは歳入庁ももう口頭で知っているわけですよ。

**JICA :**

そうです。

**委員 :**

ですね。ちょっと状況は大体確認し終わりました。ウェイトとしては、日本人スタッフがいないとどうしても困るという問題かというところは、ちょっと私としてはどうかなという。

**JICA :**

単なる代行業務であれば、繰り返しになりますけど、日本人の会計士はいらないとなります。ただ、ここはきれいにしたいと、本当のところはどうなのかというのをきちんと説明してほしいという思いです。

**委員 :**

この実際に作業するのはたぶん南アの方であって。日本人の方というのは結局、要するに通訳みたいなことをするだけで、それを越えたなんて言うか突っ込んだサービスというのは基本的には期待できないだろうなって気はするんですけど。

**JICA :**

英語の通訳というよりも、会計の世界の通訳ということですね。

委員：

というか、会計の世界というほど複雑な問題でもないような。

JICA：

いえ、例えば南アでは旅費に税金がかかるというのが判明したのですが、これって日本じゃ考えられないというか、旅費は実費である、したがってそこに課税はしない、減額しない。でも南アはします、なぜするんですかと。そのへんは小さな一つの例ですけども、もう一切合財、これを話していると次もありますから。

委員：

と、言いつつも、これを毎年頼む、お願いするという、将来に向けた給与計算サービスですけども、これは1年間10人分で幾らぐらいの契約なんですか。

JICA：

月20万円ぐらいだったと思います。

<注・補足： 委員会後、金額はJICA担当者の記憶違いと判明。実際は月約7万円。>

委員：

10人分の給与計算をするのに月20万というのは、結構。

JICA：

結構いい値段しますよね。

委員：

うん、しています。一人分ちょこちょこっと計算して、2万円ですよ。

JICA：

ちょこちょことしていたから、失敗したんですけど。

委員：

そうすると難しいと言えれば難しいのかもしれないですけども、ちょっとなんか経済性を考えるとちょっとどうかなという気もしますが。だけど、今度ビッグ4を使うのか、それ以外の事務所を使うのかによって、たぶん値段が、プライスが違うと思うのですが、まあビッグ4を使ったほうが安心だということであれば、それでいいのですが、この月20万10人分を、月20万でずっとやってくということであれば、それはほかの事務所は幾らかかっているのかご確認いただいたほうがいいような気がします。要するにKPMGにその値段でずっと頼むんじゃなくて、全て問題が解決してしまった普通の10人分の給与計算を毎月20万円でお願ひし続けるというのは、それは相場として正しいかどうかというのは、ちょっと検証していただいたほうがいいような気がします。

JICA：

KPMGと代行業務を今の契約で結んでいるのは今年度なので、また来年度以降については変更の可能性があります。したがって、代行業務だけと計算代行業務だけということであれば幅を広げて、つまりビッグ4以外のビッグ5ぐらいまで広げて競争を確保するというのはあるのだと思います。そこは留意し

ておきます。

**委員：**

ちょっと日本人スタッフの問題ですけど、ということと、それから、もうちょっと緊急性ということも言っておられますけど、これってたぶんそんなに緊急性はない問題で、いつかは解決しなければいけないけども、どうしても緊急性の問題とも思えないんですよ。というのも実際に作業をされるのは、KPMGは来年の3月までのこの作業をするというような契約になっているようですよ。ということは、要するに契約をするときにそんなにめちゃくちゃ急ぐ必要はないような気もするんですけど。

**JICA：**

日々追徴金と言いましょか延滞金というのが重なっていくので、そこは遅ければ遅いほど追徴延滞の部分が増えていくと。

**委員：**

うん、それは理屈は分かるんですけど、増える金額ってたぶん1日幾らかとすると、そんなにたいした金額では、もともとのがどれくらいかよく分からないんですけど、でも、1カ月2カ月事務所を選ぶのに時間は余分に使えないというほどの問題なんじゃないかな。

**JICA：**

1点目の17年度をきれいにするというのは、大至急だったのです。確定申告ができないという問題を年度内に解決しないとイケませんでしたから。その流れで、微々たるっていても、それがそこその金額が加算されるものですから、やはり早いほうがいいのは当然と考えました。

**委員：**

要するに特命随意契約にした理由として、なんとなく理由としては弱いなという印象を持ちまして、で、ちょっとなんていうか実際に業務をされる方の判断もあると思いますので、こっちのほうはそういう気持ちを持ったということで留めたいと思います。

ほかに何かご質問。よろしいですか。はい、次にまいりたいと思います。次は2番目の案件にいきたいと思います。2017-18年度外部倉庫文書保管・集配等委託契約（単価契約）について。お願いします。

## 2 2017 - 2018 年度外部倉庫文書保管・集配等委託契約（単価契約）

**委員：**

はい、拝見して思ったのは文書保管の大量の保管、文書は当然あるんでしょうけども、短期的にみれば移管コストがかかりますので、たいへんなことはよく分かるんですけど、ひょっとするとこれはもう一度頼むと永久に変わりませんという未来永劫不変の理由になってしまうので、例えば今文書って紙ベースで必ずしも保管しないでデジタルデータ化して相当量を圧縮してコストを削減するというような動きも一般的に行われていると思いますけど、この保存期間中の文書を紙ベースで保管することが must のものだけを厳選して委託しているのかとか、それから、この手の移管をすれば短期的にみたらもちろんコスト増なんだけど、この機会に例えば保管する文書の見直しというようなデジタルデータ化できるところはして、その上で競争に付せば、5年10年の中長期的なスパンでみればコストが削減できるということもありうるだろうというので、そういう観点があるのかなというのはちょっとこの理由だけみると、たくさんあって移管コストかかって業務負担がたいへんですという話だったので、ちょっとそこを併せて確認したいなと思って挙げさせていただいたという次第です。



**JICA :**

はい、まず1点目の在庫を増やさない努力という点におきましては、全 JICA 的にそういった取り組みを行っております。在庫数を見ましてもここ数年で相当の数が減っております。ちなみに全体で言いますと 2013 年度末 2 万 4782 箱の文書があったんですが、それが 2017 年度末に 1 万 8850 箱と約 25% 削減しているといった数字も出ております。この契約に関しましては現在 2300 箱の在庫がありますが、2017 年度末の状況では在庫数として 2570 箱ほどございました。こちらの案件概要シートの「2.」の背景経緯の下段のところにも書かれておりますが、この契約に関する在庫は旧 JBIC の保管文書でございまして、JICA に継承後、新規の預け入れは行っておりません。したがって、現在も年間約 400 箱超のペースで削減が進んでございまして、2017 年度末でいうと約 2500 箱の在庫があったわけですが、ここ 5 年ないしは数年のうちに相当数が減少するという見込みで考えております。

移管コストに関しましては、おっしゃる通りでございますが、他方、旧業者から新規契約者に移管する場合には、やはり無視できないといったコストがかかります。また、直接的な移管コストのほかにも、こちらに在庫しておりますのはすべて法人文書でございますので、移管する際におきましては、文書ラベルの貼り換えとか、システムの書き換えとか、そういった膨大な事務作業、間接的なコストもかかります。仮に一箱に要する事務作業を 1 時間として考えると、約 2500 時間の間接コストが同時にかかることとなります。この作業を派遣スタッフで対応するとしても、派遣スタッフのコストを仮に時間 2000 円とすると、相応のコストになりますので、その間接コストも無視できないものとなっております。

以上、本契約については、一時的なコスト、さらにまた、ここ数年で在庫文書の相当数が削減できる見込みであるという二つの観点におきまして、随契を続けているといった次第でございます。

**委員 :**

今のご説明も、そのとおりと納得できるのですが、一点だけその、デジタルデータ化できる書類というのがあって、在庫数が圧縮されている部分があるのか、それを保存期間とか保存義務がある文書との関係で、紙ベースでの保管が必須で、そこがなかなか難しいんだということなのか、そこはいかがなんでしょう。

**JICA :**

既に在庫がある文書につきましては、それを取り出して電子化することになります。また先ほど申し上げましたとおり、多大な事務コストがかかりますので、削減数の大部分は、保管期限が過ぎたために廃棄している文書になります。

**委員 :**

その、なるべく紙を減らしましょうという、デジタルデータ化し保存しましょうという、そういう取り組みというのはまず可能なかどうかという話なのです。可能だとすると、やっているのかどうかということで、そこ知りたかったです。

**JICA :**

新規に発生する文書に関しましては、積極的にそういった電子化の取り組みやペーパーレスの取り組みを、オール JICA 的に取り組んでいるところでございます。

**委員 :**

分かりました。

### 3 インドネシア国パティンバン港開発事業調達実施支援【有償勘定技術支援】業務実施契約

委員：

次は3番目に移りたいと思います。案件は、インドネシア国パティンバン港開発事業調達実施支援業務実施契約ですね。

委員：

こういった形の円借款事業で調査なり入札支援とかを日本の業者がやって、本体の施工監理コンサルタントを一般のインターナショナル・ビディングで選ばれるとしたら、日本側の連続してやったコンサルタントが施工監理業務について、彼らが自分たちで決めていくような形になるんじゃないかと思うんですね。そのときに、利益相反というのをインターナショナルの中で言われないのかなというのが、私はちょっと一番大きい疑問で、これは結構今までもいろんな関係やっているもので、クリアにお聞きしたいなと思ったのが一点です。

それで、詳細設計から入札補助に連続していくのは、当然それは連続性があったほうがいいということで、ここに書いてあるとおりで、私はそこ分かるんですけど、この後本体事業がインターナショナル・ビディングになった場合に、ほかの国から、いや、自分たちで自分たちのTOR決めているんじゃないかというふうにクレームが出されたときに、いや、そうじゃないというふうに言えるのかというようなこと、いや、そうじゃなくという理由は何かなということが一点と。すみません。もう一点はこれですが、たぶん取っかかりが協力準備調査から始まっていると思うんですけど、その協力準備調査を選定される場合の競争性とか、そういうのがあったのか、なかったのかということ、ちょっと。そっちは、簡単な話ですけど、お伺いしたいなということで。すみません。

JICA：

分かりました。それではまず簡単な話とおっしゃられた協力準備調査時の競争性からお答えしますが、結局プロポーザル提出段階で辞退された社がありましたので、結果的に受注者の1者応札という形になっています。

委員：

じゃあその、結果的には1者応札だと。

JICA：

はい。

委員：

それでそこが1者応札。やっぱりジョイベンとかそういう感じですか。

JICA：

そうですね、はい。

委員：

ジョイベンが連続してずっと本体までいくということが前提で、前提というか、想起されるような気がするんですけど、そういうことも可能なんですよ。

JICA：

理論的には可能です。

**委員：**

そうすると最初にも質問を呈した、これ本体がどういうふうに入札されるのかちょっと分かんないですけど、日本にとって当然すごく有利になるように当然やっているわけなんですけど、インターナショナル・ビディングという世界の中で、これが論理的に正しいというのが言えるのかというところはどうか。

**JICA：**

今回の入札評価支援の案件は、業務内容の対象があくまでも先行開港部分に限ったものでして、その他の港湾部分については入札評価支援の対象外であるため、利益相反という形にはならないと考えています。

**委員：**

入札図書作成業務はしてないということですか。

**JICA：**

この案件で入札図書作成業務はしていません。また、別の案件で行った入札図書作成は、あくまでも先行開港部分に限っています。

**委員：**

先行開港部分以外の入札図書作成は、そうすると先方政府がつくる。それは別のコンサルタントが。

**JICA：**

そういうことです。

**委員：**

分かりました。それはほとんどの場合そういうふうになるのですか。

**JICA：**

今回の案件は新しい港の先行開港に向けた迅速性をインドネシア政府が強く求めてきたため、それに日本側が応えた特殊な事例だと思っています。今後同様のやり方が行われるのかどうかは日本政府の判断となりますので、ちょっと分かりません。

**委員：**

これは、あくまでも入札図書をつくっているわけじゃなくて、入札そのものの補助という理解でよろしいでしょうか。

**JICA：**

先行開港部分についてはつくっています。先行開港部分以外については、つくっていません。

**委員：**

先行開港部分以外の入札図書をつくるコンサルタントはインターナショナル・ビディングで選ばれる。

**JICA :**

選ばれるということになります。

**委員 :**

分かりました。あと協力準備調査のときに、やっぱり最初に手を挙げてくるところを、対象にするとすごく難しいと思うんですけど、これ1者であればそれなりに、たぶん価格は上振れしてっちゃうんじゃないかと思うんですけど、その点の上振れをどうやって抑えるかというのは、なんか方策とかあるんですか。そうすると1者しかないところが特命でいくわけだから、私しかできないんだから、もう少しこういうふうに価格を上げるとか、そういうことになるんじゃないかなと思うんですけど、そこはどのようにしているんですか。

**JICA :**

それについては、過去の入札評価支援の案件の事例を参照して、大体の相場感をチェックしまして、それに相応した形で契約し、その後の案件管理を行っています。

**委員 :**

そうすると、予定価格の範囲で収まったということでもいいですか。

**JICA :**

そうです。

**委員 :**

分かりました。

#### **4 インド国高速鉄道建設事業に係る能力強化支援【有償勘定技術支援】業務実施契約**

**委員 :**

ありがとうございました。次は4番目の案件に行きたいと思います。4番目は、インド国高速鉄道建設事業にかかる能力強化支援ということで、選定理由としては、カテゴリの中で一番高額であったためというのが一つと、もう一つは委員のほうで書かれた事例だと思いますので、お願いします。

**委員 :**

分かりました。このインド高速鉄道は超大型案件で、JICA の中でもとにかく、なんというか、例を見ない形になっていると思うんですけど、この契約監視委員会でも結構金額が大きくて、ほとんど出てくる案件の一つなのですね。なので、全体の調達方針というか、実施計画があると思うんですけど。例えば、研修についても特命ですし、あとこれ技術協力についても特命である。また今度、たぶん本体のほうも特命というのか、一者になったりする気がするんですけど、そこらへんの全体像が分かるような、特に調達なり契約に関する方針というのは、どこかで一本決裁なり取られているのかとか。簡単な質問をしたいと思います。

**JICA :**

ご案内のとおり、この案件は二国間の合意に基づいて、進められているものでございます。それで2015年12月に、二国間で締結された覚書に基づいて、日本の新幹線方式を導入するというので、さまざまな技術仕様ですとか基準、そういったものがJR 東日本の新幹線に準拠するというので進められてきて

おりまして、今回取り上げていただいた契約につきましても、**JR 東日本**との随意契約ということになってございます。全体の方針ということでございますけれども、正直申し上げて、現時点ではまだ走りながら考えていると言ったほうが、正直なご説明かと思えます。

大まかに分けましてももとの計画づくり、それから今進んでおります詳細設計。これおそらく、これまでのこの委員会でもご審議いただいたかと思うんですけれども、それに加えて今回対象になっております組織強化支援。これは日本の、専ら **JR** の専門家を派遣するための費用ということでございます。さらには鉄道の安全強化、そして新しくこの高速鉄道公社という組織が立ち上がっておりますので、全体でまだ未確定でございますが、ほぼ4千人ぐらいの人材育成を日本およびインドで行っていくと、こういう計画になってございます。

大まかなコンポーネントとしては、今申し上げたように、全般的なプロジェクトを進めるための支援、それから組織強化支援ということで日本の専門家を派遣するもの、安全、それから人材育成と、こういう四つに分かれておりますが、細目につきましてはまだ二国間の協議、これは **JICA** と先方だけではございません。日本の国土交通省・外務省・関係省庁も含めて協議を行っているものでございますけれども、細目についてはその協議も踏まえて決まってくるものでございます。

かつ、今申し上げました細目について、すべてをその **JICA** の資金のみで負担するかどうかというところについても、政府レベルでの検討結果を踏まえて対応していくことになってまいりますけれども、私どもといたしましては、まずそれぞれのその契約に対して、今回のものも **JICA** の人件費単価の基準等に従って、過大なものにならないように精査をして進めてきておりますし、インド側としても、すべてを日本側の支援によってこの案件を実現していくということではございませんので、二国間の枠組みを通じてその全体像を、詳細を詰めていきたいというふうに思っております。

よって、**JICA** のみの方針で本件についての対応が決まってくるというものではございませんけれども、構造として **JR 東日本**のものにやらざるを得ないということから、今後ともこの委員会でのご審議もいただきながら、慎重に進めていきたいというふうに思っています。

#### 委員：

走りながら考えるとおっしゃった。そのとおりで実際そうだと思うんですが、ある程度その調達が何本かもう確定していく、例えば本体が確定していくときに、特命だったりいくらだったりというのも含めて、やっぱり理事ボードなり、**JICA** 組織としての決定事項なりというふうにしたほうが、私はよいのではないかなと思います。これはそれで終了です。

あとその上で、**JR 東日本**にならざるを得ないというところだと思うんですけど、そうすると実施業務の内容のチェックであるとか、その質についてですね、**JICA** だけでチェックする必要ないと思いますけど、どのように担保し、また確認するかというのはどうされているのかというのが一点と。その上で、もちろんこれはもう概括的に見ても東日本しかできないと思ったら、価格が相当上になってくるのが当然だと思うので、それをどのようにコントロール、**JICA** だけではなくてもいいんですけど、どうされるのかということをちょっと教えてほしい。

#### **JICA**：

はい、若干繰り返しになるところがあるかもしれませんが、**JICA** だけではこの案件は決めることができないということ。それから、内容の精査につきましても、国土交通省なども含めまして、関係省庁とも精査をしているところでございます。さらに、インド側ともこの内容、それからコスト、これは、**JICA** の費用負担でございますので、インド側の負担には一義的にはなりませんけれども、インド側の全体の事業費としていくらぐらいをこの事業にかけるのかというところは、負担の要否にかかわらず意見を持っておりますので、インド側ともすり合わせながら精査してまいりたいというふうに思っております。

**委員：**

例えば研修で人材育成して、アウトプットなり、その人がどのぐらいのクォリティーがあるのかを、ちゃんと客観的にチェックするとかということをしないと、人材育成何人したけど結局事故が起きたといったら、やっぱり一番大変なことになるので、是非、何か制度的にそういうのもご検討されたいのかなと思います。

あと、上振れのそのコントロールというのは、どういうふうにするのかということ。

**JICA：**

はい、そこは非常に難しいところでごさいます、私どもとしては、人件費の単価等は厳密に JICA の基準に従っていただくということ。それから、さまざまな取り組みが並行して動いておりますので、重複がないようにチェックをしていくということ。さらには細かいところですけども、旅費などにつきましても過大なものにならないように。結構、人の行き来も発生をいたしますので、旅費などにつきましても過大なものにならないように、一つ一つのものについて目を光らせてまいりたいというふうに思っております。

**委員：**

あとこれも、どこだったか、設計か何かのときに出たんですけど、例えば図面を描くときの再委託であるとか、今、JICA のシステムの中で認められてないけど、基本的に実際やられているようなところもあったりするので、これを契機に例えば始めなきゃいけないこと、外国人の活用であるとか、そういうのも何か提案しながら、組織的にもう少し制度のところにも、関与していくぐらいのことが必要なんじゃないかなと思う。これは私のコメントですけど、ぜひご検討していただきたいと思います。

**JICA：**

費用低減ということでは、長い期間を要するプロジェクトでございますけれども、インド側に対する技術移転というものが着実に進んでくれば、全体としてのコスト低減にもつながってくるのだというふうに考えていますので、そういった要素も取り入れてもらいたいと思っております。

**JICA：**

追加をしますと、本件にかかる詳細設計は、参加意思確認公募を採用し、日本コンサルタントを想定して実施しています。また、前々回の委員会で議題に出ていました高速鉄道にかかる研修については、1 回目の選定については総合評価落札方式ということで入札方式、2 回目はこの委員会のご議論もいただいた中で、日本コンサルタントを主たる契約者と推定し、参加意思確認公募という形で競争性のある随意契約でやらせていただいております。

金額等については担当部、調達部で、国内の調達制度等を見据えながら、経費率等勘案して積算し、実施させていただきました。

**委員：**

蛇足かもしれませんが、鉄道案件が非常に増えていて、前回もそれを申し上げましたけど、そうすると調達するリソースがすごく薄いところで、事業を発注することになるので、質と金額について、組織的に考える問題だと私は思うのですけど。別に個々がやる話ではないので、調達部がやるのかどうか別として、そこはぜひちょっと検討していただきたいなと思います。

**JICA：**

詳細設計等作業については、コンサルタント企業も、少しずつ経験されてきており、現地に数百人規模

で詳細設計業務等を頼める職員、現地スタッフを抱えているところも出てきています。計画の上流部分については、やはりどうしても日本の知見をとということで、日本人コンサルタントが入る部分はあるかと思いますが、全般のポジションとして、日本人コンサルタントが担当する部分は、より特化したものが増えていくことを期待しております。

**委員：**

私が申し上げているのは、インドの高速鉄道もそうですし、鉄道にしても今まで組織的にたぶん対応していたボリュームをはるかに超えているので。

**JICA：**

超えています、はい。

**委員：**

それは組織的に検討するべきではないかと。今までのルールで対応できないものであれば、ルールを変えとか制度を変えるであるとか、そういうのも少し踏み込んで検討していただいたほうがいいのかなというのが、僕の主張です。

**JICA：**

はい。

**委員：**

すみません。ご質問いいますか。じゃあどうもありがとうございました。

次は5番の案件にいきたいと思います。これは、第三国プロジェクト「モザンビーク産業人材育成センター能力強化プロジェクト」に係るローカルコンサルタント契約ということで、これは私も含めた4名の委員が選定しているのですが、契約金額が大きいというのが選定理由です。

## **5 第三国プロジェクト「モザンビーク産業人材育成センター能力強化プロジェクト」に係るローカルコンサルタント契約**

**委員：**

私も金額が多額なので選ばせていただきましたが、契約の相手側が日本企業じゃないということで、こういう場合はわりと特命随契になりやすいのかなと考えております。その場合に、JICA内でどういった形で選ばれるのか、この件に限らずまた一般的に、ちょっとどんなケースがあるのか教えていただきたいというのが一つ。あとやはり外国で、しかも海外の件を相手ということで、その案件のプロジェクトが進んでいくにつれて、どのように進行状況・内容をチェックしていくのか、そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

**JICA：**

どんなケースがあるかということのご質問なのですが、この案件に関しましては、そもそも契約相手方は、ブラジルの SENAI といまして、これはブラジル大統領令に基づいて設立されました公益団体であるということ、且つ、日本が1960年代からずっと技術協力、技術移転を継続して断続的に行ってきた団体であるということが、まず一つあります。ですから、非常に特殊なケース、団体ではないかなと思っています。

特にモザンビークにおきましては、ポルトガル語圏の国で、ブラジルはブラジル語で、若干ポルトガル

語とは異なるのですけれども、もともとはポルトガル語ということなので、非常に親和性があるということ。それからこの案件の技術移転の部分に関しては、先方モザンビークの実施団体のほうから、ぜひ SENAI からの技術移転を検討してもらいたいという要請がありましたということと、あともう一つ、求められております技術移転の対象分野と言いますのが、建設分野、それから溶接技術、それから自動車整備、それから農産品加工ということで、これは日本で同じようなプロジェクトがあったとして、だいたい公示といいますか、たいていは厚生労働省傘下の職業訓練団体等と協議しながら行っていくわけですが、なかなかこの4分野を一括で受け負える団体というのが日本にはないということで、そういったことから、たまたまといいますか、是非先方からも SENAI を活用したいという要望がありましたので、SENAI との特命随契という形で進めてきたものですので、あまりほかにこういった例というのではないのかなというふうに思います。日本がかつて協力してきた途上国の団体を、継続的に今度は技術移転のパートナーとして使っていく、活用していくというやり方というのは、あり得るんだと思いますけれども、これほど大きな規模の契約というのは、そんなにはないというふうに思います。

それからどのように進捗管理をしていくかということですが、まずこの案件に関しましては、契約自体はブラジル事務所ですが、調達実施方針に関しましては本部で起案・決裁しております。それと、通常の技術協力プロジェクトと同様に、現地、この場合はモザンビークですが、モザンビークの事務所が分任監督ということで、現地での監督にあたります。それと、案件の進捗に関しましては、この SENAI との契約とは別に、日本から公募によりまして、プロジェクトのチーフアドバイザーを長期専門家として派遣しておりまして、その方が主に全体を管理するのを加えて、SENAI からの進捗報告に関しましては、まず監督職員を本部に置いてやっておりますので、検査職員を人間開発部長、監督職員を本部の担当課長、分任は現地の事務所ということにしておりますので、基本的にほかの技術協力と変わらない体制を敷いておりますので、その上で、チェックした上で問題がなければ、ブラジル事務所のほうで精算支払い行為を行うと、そういう体制にしておりますので、プロジェクトの進捗に関しては、通常の技術協力プロジェクトと同様の体制を敷いているというふうに考えております。

#### 委員：

分かりました。政府からは今回は SENAI にと示唆があったということなんですけれども、もし例えば、日本国内の企業で、この建設業支援の分野、やっぱり卓越した技術があった場合は、その場合は競争に付すという可能性っていうのがあるのですか。向こうが言ったことが、もう。

#### JICA：

そうですね。ブラジルといいますか、日本とブラジルにおきましては、この案件に限らずパートナーシップを結んで、特にポルトガル語圏のアフリカだったり、あるいは東ティモールだったり、そういうところの国に対する技術協力・支援を共にやってみようということで進んできたという経緯もありますので、そういった意味ではブラジルとの間ということで、非常にやりやすいという土壌はあったと思います。

ただ日本国内で、溶接、あるいは自動車整備、あるいは農産品加工ですね、そういったところのそれぞれの分野で卓越した技術を持つようなところがあると思いますけれども、本件はプロジェクトとして全体で進めていく、且つ、現地におきましては、プロジェクトサイトが3ヶ所にわたっておりまして、モザンビークは非常に南北に長い国で、ほとんど南の端から北の端まで3ヶ所に分かれてサイトがある中で、そこを総合的に管理していく必要があるということがありますので、なかなかこう契約を1個1個ばらして行うというよりは、全体としてまとめて管理していきたいというふうに考えましたので、このような形にさせていただきます。

#### 委員：



日本でその4分野全部、一つの企業でできますよというのが日本にもいくつかあった場合ですよ、あった場合に、それでもモザンビークからやはり SENAI にしてくださいねという示唆があった場合には、やはりその示唆のほうが優先されますかという質問です。

**JICA :**

仮にあった場合は、そこは検討するんだと思いますが。ただ、やはり先方からの要望というのは、非常に重いと思っておりますし。

**委員 :**

重いですね。

**JICA :**

はい。で、おそらくそういう団体は、日本では、ないと思われま。

**委員 :**

ないですね。

**JICA :**

はい。

**委員 :**

わかりました。ありがとうございます。

**委員 :**

この案件というよりは、在外における特命随意契約の苦労というか、一時期 5000 万円超えは、日本国内であれば副理事長を筆頭に委員会を開いていたけども、在外は違っていた形で。前、何年前でしたっけ。

**JICA :**

去年です。

**委員 :**

それが改定されていると聞いているので、そこをちょっと伺いたいのですが。

**JICA :**

これは去年、モザンビークの大型の案件が今回と同様、ブラジルの機関との間で結ばれていたということが発端です。今回の場合は、調達実施方針を本部で作成していますが、そうではなくて、モザンビーク事務所が契約担当役として担当部から予算執行依頼を受け、調達実施方針等を現地で作成、調達したのが昨年の事例です。そのような状況を受け、専門性、契約上のリスクに鑑み、海外で 5000 万円以上の契約をする場合というのは、調達部長に必ず上げるよう内部の規定・基準を変えております。

**委員 :**

今までは調達部には合議はなかったということですか。

**JICA :**

合議はあったのですが、部長ではなく計画課長の合議で、1500万円超えは計画課長合議をしていましたが、5000万円以上の案件については部長まで上げるというのが、昨年度から実施しております。

**委員 :**

それは変わるのですか。

**JICA :**

変わります。

**委員 :**

計画課長の合議と調達部長の合議で何がどう変わるのか、いまいち、よく理解できないので。

**JICA :**

実態として契約管理、モニタリングを含めてきちっとできる体制が整っているのかということを確認するとともに、本当に特命性があるのかということについて、より精査をする体制整備の一環としています。

**委員 :**

私はたぶん本部のほうが調達についてはノウハウもあるし、体制がきちりしているの、例えば高額なものは本部からちゃんとサポートするとか、または本部の調達にするとか、そういう方法のほうが、より具体的な改善になるのではないかなと思いますけれども。合議先が計画課長から部長になって、それは部長が偉いから、なんかチェックについても質があがったというのは疑問です。仕組みを抜本的に見直すということが必要ではないかと思います。

**JICA :**

課題として顕在化を図るために、まずそこから手をつけたという認識です。関係部と話をし、在外主管の改善を進めて行こうとしています。

**委員 :**

じゃあ、お願いします。

**JICA :**

はい。

**委員 :**

すいません、二つほど。これカリキュラムの開発とか、いろいろなもの、ポルトガル語からポルトガル語でされると思うのですが、そのチェックというのは、どのようにされるのかと。要するにポルトガル語の分かる日本人が内容を見て、クオリティーとして確かであるとされるのかどうかということが1点と。それから価格についても、これは類似の案件とかと類推して、こういう業務、ほかでも職業訓練とかでたぶんやっていると思うので、それと照らして明らかに高くないという予定価格を作って、その範囲内でやったということによろしいですか。

**JICA :**

成果品のチェックということだと思いますけれども、こちらはその部分に関しては、ブラジル事務所の支援を得るしかないかなと思っていて、実際そういうふうに、第1回目の支払いの精算のときにはそういうふうな形で対応しております。

2点目の価格に関しましては、当然同様の投入の案件を参考に、シミュレーション、本邦コンサルタントと契約した場合とのシミュレーションで比較をしております、SENAIのほうが若干安かったと、低く抑えられております。こうやって本邦コンサルタントと契約した場合は、ポルトガル語の翻訳だとか通訳が入ってきますので、そう考えればこの契約のほうが安価に抑えられているというふうに判断をしております。

**委員：**

要するに予定した金額がこういうふうに、ちゃんとそこの中に入ってやっています。

**JICA：**

はい、そうです。

**委員：**

分かりました。

**委員：**

私もこれ選んだのですが、金額が大きいということで選んで、拝見して特にありませんでした。

**JICA：**

はい、ありがとうございました。

## 6 2018年度新留学生プログラム方式に係る研修員受入委託契約（北海道大学）

**委員：**

次は6番目の大学委託契約の件ですね、これは。

**JICA：**

はい、最初に説明させていただきます。

**JICA：**

お配りしました図に基づきまして、ご説明させていただきたいと思います。

この大学委託方式による研修員受入委託契約というのは、昨年の秋から導入しているものでございます。これは近年、留学生、JICAで受け入れる長期の研修員が非常に増加してきたという背景がございまして、留学生プログラム、この新しいやり方を導入することによって、更に効率的・効果的なJICA長期研修員の受け入れができることを目的に導入したものでございます。

今回対象になっている案件は、その大学委託方式による、2018年度の研修員受け入れ委託契約でございます。

配布資料の左側の図が従来のやり方ですが、従来は、個別の研修コースごとにコンサルタントと運営支援機関契約を結びまして、その運営支援機関契約で受け入れの手続きですとか、研修監理、それからモニタリングなどを実施しておりました。

こういった研修コース、それから受け入れ人数も非常に増えてきたというところがございまして、ま

た、プログラムごとに手続きが異なることで大学にも負担をかけていたというような課題もございました。JICA 側が策定した手続きがコースごとに少しずつ異なっていたというような面もございました。さらには、大学と JICA の役割分担が、運営支援機関が間に入ることで不明確になっていたという面もございました。ですので、留学生の増加に伴いまして、これらを見直そうということで導入されたのが今回の制度でございます。

配布資料の右側の図を見ていただきたいのですが、研修員受け入れにかかる覚書というものがあまして、JICA の長期研修員を受け入れる意思のある大学と、5年間の覚書を締結しております。この覚書の締結にあたりましては、JICA の求めるような経費管理が可能なこと、それから、JICA の研修員で受け入れる方は将来的に母国に戻りまして活躍いただくことが期待されていますので、特に日本語での教育支援は求めておりません。英語コースだけで教育・研究が可能なことということを要件にさせていただいております。

ですので、こうした条件についてご理解いただいた大学と覚書を結ばせていただいて、その覚書を結んだ大学の中から、実際に研修員を受け入れる際には、年度ごとに研修員の受入契約を結ぶということにしております。今現在、覚書につきましては8月末時点で53の大学と、覚書を結んでいるという状況でございます。

このようなやり方を導入することによりまして、プログラムに拘らず大学との手続き、契約が統一化されたということ、それから、大学側のスケジュールに合わせた形での選考・受け入れを行うことができるようになりました。さらには、大学と JICA の役割分担の明確化ということで、この契約の中に、教育、研究、就学支援のための費用を含めておりますので、その部分につきましては大学側にお任せして役割分担も明確化され、大学側である程度の裁量をもってその部分は行っていただけるようになったというものでございます。

**委員：**

ありがとうございます。この案件は、4人の委員が選定していきまして、一つはカテゴリーの中でいちばん金額が大きかったということなのですけど、これについて委員のほうから。

**委員：**

全体的なプログラムの説明をいただいてありがとうございました。

今、ばらばらにいろいろなスケジュールでやったやつを、これを統一していこうという過程かなと。それでちょっと、二つほどなのですが、特命随意契約のリストを見るとこれがばーっと出てくるんですけど、個々の案件で特命要件を考えるよりは、むしろこのプログラムの特命要件に合致しているところをポイントアウトして、ここここは合致しているので、これで特命でやりますみたいな話のほうが、分かりやすいのかなと思いましたが1点。

それから、その上で個別の案件について目的があるわけだと思うのですね。これプログラムの目的を見ると、民間企業等で活躍できる人材が育成されるというふうに書いてあるので、そのために就学をしているという理解ですね。そうしたときには、例えば大学のその人材は適切なのかというのがまず1点と。それから、大学の履修するプログラムは2年間就学すると、確かにこういう人材になるのかということが、まず目的、また選定のところで確認が必要で、途中過程、または修了時に確かにそのような人材になったのかという確認も必要なんじゃないかなと思います。要するに、インプットとアウトプットをちゃんと管理をしているのでしょうかというのが質問の主旨です。

**JICA：**

例えば北海道大学の例ですと、イノベティブ・アジア (Innovative Asia) という事業が一つ対象になっているわけですけども、そもそも事業趣旨というものがございまして、そういった事業趣旨に基

づいて研修員を受け入れていただける大学に手を挙げていただいているところでございます。ですので、その事業趣旨に沿った研修員の育成ができるところに、最初の段階で意思表示していただいています。

実際に、そのイノベティブ・アジアの学生を受け入れていただくに当たって、受入委託契約を結ぶわけなのですが、その中で教育・研究費、就学支援費を付けておりますので、このプログラムに合致するような教育・研究に必要なものにつきまして、その教育・研究費の中から支出していただいて、人材育成をしていただくということにしております。

これまでのやり方ですと、運営支援機関であるコンサルタントが研修員のモニタリングを行ってきましたが、新しいやり方ではなるべくそのモニタリングにつきましては JICA 側で、JICA のこのプログラムを管理する主管部門のほうでやっていきたいと思いますという方針になっております。イノベティブ・アジアの場合ですと、大学連携課が担当になりますが、大学連携課で聞き取りですとか、先生方にも確認したりといったことを通じて、この事業の趣旨に沿った人材育成がなされているかをモニタリングしていくことになっております。

**委員：**

たぶん拡散している学生のアウトプットがどうなっているんだというのが非常に難しいと思うので、今からきちっと、特に来る人に対して、こういうプログラムでこういうことのために就学をしているんだという趣旨が分かった上でアウトプットが出るような体制を取ってほしいなと思います。

あと、私から本件については最後ですけれども、SATREPS とか中小企業とか、ほかの委託業務で大学にも委託していると思うんですけど、それとももちろんこれは違うのかなと思うのと、それはそれで業務が違うから、管理費のところが違うというのでもいいのかもしれないけれども、それは質問ではなくて、見ると「問題発生時の対応であるとか研修員の受け入れに係る JICA との各種連絡調整」と書いてあるんですけど、これ自体はオーバーヘッドの話なんじゃないかなと思うんですけど、そこは重複とかはないんですか。今回の業務の内容が「問題発生時の対応であるとか研修員の受け入れに関して JICA と各種連絡調整」と書いてあるので、これはそのまま、通常はオーバーヘッドコスト 30%でしたか。

**JICA：**

そこにつきましては、その大学で例えば何十人という留学生を受け入れていただく際には、それに伴う事務コストというのも当然発生してくるだろうということで、就学支援費の中でそういったコストを一部見ていただくということも可能なつくりにしております。

**委員：**

オーバーヘッドとこれの差というのがどうなのかというと、私は今の時点では理解できないので、オーバーヘッドコストというのはまさにこういうユニット相手との連絡調整をすることがオーバーヘッドコストなのではないかと思うんですけど、委託内容にこれが入っていたらそれは要らないんじゃないかと思ったりするので、ご検討なりをちょっとお願いしたいです。

**JICA：**

今、委員のほうから言われたような、問題発生時の対応とかそういったものはオーバーヘッドのほうに入るという整理でよろしいでしょうか。

**JICA：**

そうですね、はい。問題発生時の対応に関しましては、そちらに入りますと思います。

**委員：**

こういう書き方をすると、委託業務のなんか1個1個の項目にこれが入っていて、それが積算になっていて、なおかつ30%掛けているように見えるので、ちょっと誤解のないような説明だけは。大学に対してもきちっと説明しておいたほうがいいんじゃないでしょうか。

**JICA :**

はい、分かりました。

**委員 :**

私は、実は三つ質問があったんですけども、まず一つは、大学の数が53というので、これは分かりました。

二つ目の質問は、これからももっと大学との契約を増やして拡大する可能性があるのかということ。なぜかという、多ければ多いほど、結局留学生、こちらでモニタリングする、管理するということから、これは大変だろうなと思うんですけども、そのあたりの今後の発展性。

あともう一つは、このアウトプットというか、どうやって成果を確認するのかなと思ったんです。それは今ご説明を伺ったので、では今後の発展性というか、そのへんについて質問したいと思います。

**JICA :**

従来のやり方での留学生受け入れに関しては、今までのところで80弱の大学に受け入れていただいております。今現在、覚書を結んでいる大学が53ありまして、これからもこういった方式での受け入れが可能と言っている大学もありますので、もう少し増えていくかなと考えております。

ただ、実際に覚書を結んでいただいた後に、各コースの研修員については、大学を受験してそれで受からないとその大学に当然行けませんので、そういう意味では覚書を結んだ大学の中で、研修員が実際に選んで、受験して合格した大学と受け入れの委託契約を結んでいくということで、今現在もその53の大学のうち、実際に契約を結んでいるのは28大学程度ということなので、増えていくとは思いますが、そのような状況でございます。

**委員 :**

私もこれを選定したんですけども、従来とちょっと違うやり方になったかなと思ったので選定して、それはご説明いただいたんですけども、ちょっと細かい話で、机上の配付資料で、英語の資料で、外国の大学の名前が書いてあるんですけど、「List of Partners School」、これは。

知りたいことは、日本のほうはこの53の大学と覚書を締結しています。で、外国のこの学校の名前も出ているんですけど、これはどういう関係になるのかなというのをちょっとご質問したいのですが。

**JICA :**

この大学のリストというのは、イノベティブ・アジアという個々の事業の中で、このパートナー校の卒業生を受け入れるという事業になっておりまして、その対象校がここに書いてある60校ということになっております。

**委員 :**

その卒業生の中から、JICAが研修生を選定して、その選定された研修生が自分でその大学を受験して、受ければこちらのほうでカバーすると、そういうような流れですか。

**JICA :**

はい、そうですね。ここに書いてある大学の卒業生だけが、イノベティブ・アジアの対象者として応

募できるということになっております。

**委員：**

応募というのは、それは現地とするのか、それとも特に日本のほうですることになるんですか。留学したい方というのは。

**JICA：**

現地から応募します。

**委員：**

ほかにはいかがでしょうか。では、ありがとうございました。次は7番目の案件で「統計分析強化支援業務フェーズ3」です。

### 7 統計分析強化支援業務フェーズ3

**委員：**

いろいろ案件を選定するときに、金額の過多という形式基準以外に随意契約理由を見て、中身が納得できるかどうかということ判断するわけですが、この理由って「業務の特性から」と書いてあるのは、この業務の中身を書いてくれないと、理由が書いてないに等しいと思うので、ほかの随意契約理由の記載と比較するととてもはっきりすると思うんですけども、もうちょっと実質的な中身を書いていただけると分かりやすいんじゃないかなと。何回か申し上げたことがあります、それがないとちょっと、こういうものって必ず引っかかってくるので、理由が書いてないから選んだということで、おそらく他の委員も同じ理由だろうと思うので、理由をちゃんと書いてほしいということをお願いしたいと思います。この案件概要シートを見たら、よく分かりました。中身がとてもよく分かったので、2ページの終わりから3ページの頭ぐらいのこの4・5行を書いてもらえると、ああなるほどそういうことかということ理解できるかなと、そんなふうに思います。

**委員：**

同様です。

**委員：**

ほかにご質問は。

**委員：**

委員からのご指摘は、資料として成り立ってないということなので、それは事前に提出をする前に事務局のほうで、ここはこういうふうに書いてくださいという指導をすべき問題ではないかなと思います。

**JICA：**

了解しました。

**委員：**

どこまで詳しく書くかというのはいろいろ議論もあったことだと思うんですが、実質的な中身が数行で、ある程度要約して書くことは可能だと思うので、そういう案件選定に関しての我々の審査も、契約監視委員会でのピックアップした案件の議論だけではなくて、審査の一つの過程だと思うので、そういう

ことができるような情報提供をお願いしたいと思います。

**JICA :**

承知いたしました。留意いたします。

**委員 :**

ちなみに、このプロジェクトのゴールというのは、何をもってゴールになりますか。

**JICA :**

事前の説明が不十分で申し訳ありませんでした。今、委員からいただいたご質問ですけれども、ここが明確なゴールでここで終わりというのは、今は持っておりません。というのは、これはそもそも統計、私どもがやっている事業の評価結果を、事業をよりよくしていくためにいろいろな分析をして、そこから事業に生かす材料を出していくという取組なのです。ですから、これはおそらく事業が続く限り、いろいろな切り口から続いていくと思います。

現在は、ここに書きましたように、今世間ではやっていないようなやり方で、ちょっと方法を見つけかけていますので、これとこの方法でより深めていく。あとは、どういう材料を見つけるかというのは、私ども評価部だけではなくて、実際に事業をやっている事業部といろいろ相談をしながら、どういうことで困っているのか、どういうことで苦労しているのかということを知り、じゃあそれがなぜ起きているのか、どうやったら避けられるのかということに生かせるようなものを見つけようとしているので、この取組は、ここまでいったら終わりということではなくて、ずっと続いて、形を変えながら、切り口を変えながら続いていくようにしたいと考えております。

ちなみに、今回のこの契約で、現在検討しているモデルの検討は1回区切りますので、今後のことについては、それを生かした形で後続をやるか、もしくは新しい取組というときには、改めて競争でやろうというふうには考えております。

**委員 :**

このグローバルリンクマネージメントというコンサルタント。この評価部との役割分担というのはあるのですか。

**JICA :**

実際の体制を具体的にご説明します。グローバルリンクさんのほうではこの業務を担当しているコンサルタントがおります。それから私どものほうでは、部長と課長、そのほかに担当が一人いまして、そのほかに私どもの部にいる国際協力専門員という立場で、統計のいろいろな知見を豊富に持っている方がいて、このメンバーでいろいろああでもないこうでもないと言いながら。実際のこういうモデルで試算してみようというような作業は、すべてグローバルリンクさんのほうでやっています。それを持ってきて、その結果を見ながら、コンサルタントさんからは一つ仮説の提示があり、それに対して、いやそうじゃないんじゃないか、こうじゃないか、ここの変数を入れ替えたらどうだというようなことを繰り返して、持って帰ってまたやってくる。フェーズ2では百万モデル計算していると聞いていますけれども、そういったことを繰り返しながら、JICAの中でも、ああこういうことなのと言ってもらえるようなものを出そうとして取り組んでいます。

**委員 :**

ありがとうございました。次は、8番目の案件にいきたいと思います。「ミャンマー国教員養成校改善計画フォローアップ協力（調査・施工監理）業務実施契約」ということで、お願いします。



## 8 ミャンマー国教員養成校改善計画フォローアップ協力（調査・施工監理）業務実施契約

### 委員：

ここにお書きした選定理由は、この案件概要シートを拝見して解消しました。

随意契約理由のところに書かれている下から2行目の「被害を受けた」と。「当該部分の補修を目的とする本 F/U 協力では、原計画の瑕疵責任範囲と本 F/U 協力の瑕疵責任範囲を明確に区別することが必要」とあったので、被害を受けた部分について、原計画の瑕疵担保責任がある部分はここですということとを区別しながら、で、修補するにはこういう修補が必要ですよという業務をやるのだとすると、それは原計画の瑕疵担保責任について利害関係がある設計事務所というのはむしろ不適任ではないのかという発想で伺ったのですが、その部分はその竜巻が非常に規模の大きいもので、設計・施工に瑕疵がないことを確認したと。こういう前提があるというお話だったので、とすると、この手の話というのはよくあって、ゼネコンが途中まで建てたけれども、途中で投げ出しちゃったときに、引き続きその施工を受注してくれる先がなかなか見つからないというのはよくある話で、それで責任の範囲が不明確になるからということだったんですけれども、そういう理由だとするとよく分かりましたので、この部分は疑問解消しました。

あと「この原計画の設計・施工瑕疵がないことを確認した」とありますが、こういう確認作業というのは、これは具体的にはどういう作業を行って。つまり、その竜巻が、今回の竜巻の加重を想定していなかったということが書いてありますが、実際その破損の範囲とか被害の規模とかによっても変わってくると思うのですが、それはどういう手続きで確認をされているのでしょうか。

### JICA：

ありがとうございます。被害状況の確認及びその後の対応につきましては、本件を担当したコンサルタントより原計画についてのヒアリングを行っております。その際には、実際の竜巻の強度については確認できなかったのですが、実際に現地の新聞の報道等で、竜巻が発生してこういった被害が生じているという事実を確認しております。あとはミャンマーのアメリカに準拠した設計の基準においても竜巻対策は想定されていないことも確認しております。また、ミャンマーは台風が時々通過する国であり、今回のこの教員養成校を設計するに当たって、コンサルタントはどのような強度の想定、強度計算等々も含めて行ったのかということについても確認しております。また、実際に建設に用いた資材について、材質や強度についても確認しております。それらの資材を実際にどのような手順を踏んで施工を行ったのかということも、月報の写真等により施工状況等を確認し、設計瑕疵、あるいは施工瑕疵がないことを確認しております。

また、当部におきましては、先ほども設計の専門員というお話が出ましたけれども、一級建築士を持っている国際協力専門員も同席のうえ、コンサルタントの説明内容がおかしいところはないかというようなどころを確認しております。

### 委員：

そうすると、私に関心あったのは、竜巻によって被害を受けた部分が設計・施工の瑕疵によるものではないかという検証は、それはそこに関与した者ではなくて、第三者の専門家が判断しないとおかしいんじゃないかなという、そもそもの思いはそういうことなんです。

竜巻って、局地的な被害しか生じないので、台風なんかの場合だと、じゃあどれぐらいの建物がどういふ被害を受けているかで、比較対照することで分かると思うのですが、局地的にどの程度の風速のものが起きたのかとか、あるいは、被害が発生したのがこの建物だけとなると、その検証がなかなか難しいのではないかと思ったので、今の話で納得できたところというのは、JICA さんの内部でも専門知識のある方がいて、そういう方が見て、現地の状況とかヒアリング結果から設計・施工に瑕疵がないと判断した

と、こういう整理でよろしいですか。

**JICA :**

そうでございます。

**委員 :**

はい、分かりました。

**JICA :**

竜巻につきましては、日本の建築基準法においても規定はされていません。それは非常に発生の確率が限られているということと、どこで起こるのかということが予測しにくいからです。日本においてもそのような状況であり、今回その竜巻を想定していなかったということで、設計を担当したコンサルタントの責を問うことはいたしておりません。

**委員 :**

ほかに、この件についてはよろしいですか。では、ありがとうございました。

次は「ブルキナファソ国カヤ初等教育養成校建設計画事業化調査業務実施契約」について、ご説明をお願いします。

## **9 ブルキナファソ国カヤ初等教員養成校建設計画事業化調査業務実施契約**

**委員 :**

これを出させていただいた理由は、ちょっとこの理由の記載が分かりにくくて、案件概要シート2を見てだいぶ行間は埋まったのですけれども、この案件開始後再調査の必要性が生じたので、その下の行へ行って「担当コンサルタントは、現地企業活用型への切り替えにあたり」と、いきなり現地企業活用型という言葉が出てくるのだけれども、これは何のことだろうと。

情報収集の検討を行っているというのは、たまたま担当コンサルタントが先行していろいろ行っていることがあって、それで経済性が認められるという話なのですけど、おそらくこちらで考えることなく、先行業者の経済的優位性を言っているだけなのじゃないのかなと。それが随意契約の理由になるのかなというのが、これを一読したときの印象だったのです。

それで、要はその日本企業を対象に入札を行ったけど、数回不調になったから、したがって現地企業を起用しなければいけないことになったと。これは案件がもう進捗している最中にそういうことをしなければいけなくなったので、今受注している業者にやってもらわないと、すみやかな再開ができないと。こういうことですよ、端的に。

**JICA :**

そうでございます。

**委員 :**

そうすると、必ずしも先行受注業者の経済的優位性じゃないのだなということが分かりましたので、案件概要シートを拝見して納得しました。

**JICA :**

はい。すみません。

委員：

書こうと努力されていることはとてもよく分かるのですが、ちょっとこの行間が分かるように書いていただいたほうが分かりやすいかなという印象を持ちました。

JICA：

大変失礼いたしました。今後は理由をしっかりと記載するよう留意します。

委員：

ほかはいかがですか。ございますか。

じゃあ、これはこういうことで、ありがとうございます。

JICA：

はい。ありがとうございます。

## **10 2018年度 - 2022年度 JICA 海外移住資料館管理運営業務【研究・学芸部門】委託契約**

委員：

最後の案件 10 番のほうにいきたいと思います。案件 10 番は横浜センターの案件だと思うのですが、他にも、「2018年度 - 2022年度 JICA 海外移住資料館管理運営業務【研究・学芸部門】委託契約」ということですか。

委員：

はい。海外移住資料館管理運営業務で、このタイトルだけ見ると、資料館の管理運営業務なので、別に特命にする必要はないのじゃないかと思って案件概要シートを確認させていただくと、まあ歴史がありまして、いろいろ切り分けをして、ここの研究学芸部門だけはどうしてもここにということをお願いするというその努力は見えていますので、分かりますので、これに関してはまあそうなのかなというのが正直なところです。以上です。

委員：

私もこれはしょうがないというか、特命随意契約にならざるを得ないのかなとは思いますが、この概要シートを拝見しますと、過去の経緯があって、一部分を切り離して契約をするという形にしたということなのですが、その切り離れた部分以外にも何かこの前の契約にも、何か企画展示、公開講座その他イベント等関連業務というのは入っているようなので、切り離れた部分と切り離さない本体の部分との関係と、その切り離れた部分というのは、全体として見るとどのぐらいのウェイトの部分になるのでしょうか。

JICA：

今回、切り離れた部分と特命でやった部分との重複している部分というか、同じような業務ということでございますけれども、イベントのほうに相当するのですが、今回特命随意契約でやらせていただいているイベントというのは、学術研究というか、資料館で実施する研究に付随するようなイベントということで契約させていただいております。一方で、展示・イベント部門のほうで実施するイベントは、既存の展示を見ていただくために、集客のためのイベントということで、この部分については一般競争入札のほうでやっていただくことでも十分対応できるのではないかなというふうな形で、今回振り分けをさ

せていただきました。

割合のほうなのですけれども、前回やっていた部分、全体の部分に対して金額ベースでいきますと、おむね7対3で、7が特命随意契約、3が競争入札という形になっております。

**委員：**

この切り離れた部分というのは、それはそれで別途契約はもう済んでいるんですか。

**JICA：**

その部分については、競争入札にしまして、契約のほうを実施しております。

**委員：**

ありがとうございます。ほかにご質問はございますか。

**委員：**

一般競争入札に付した部分の応札者というのは、この特命でやっているところではないところが来たということでしょうか。

**JICA：**

はい、さようです。これ以外の2社の方から応札がありました。

**委員：**

結果的に二つ足して、今までより安くなっているんですか。

**JICA：**

わずかですけれども、前回の契約よりも安くなっております。

**委員：**

分かりました。ありがとうございます。

**委員：**

ほかにご質問、なければ。じゃあ、この件はこれで、どうもありがとうございました。

## **議題2 後継案件の受注者選定時における先行案件の収集情報の取扱い**

**進行役：**

ありがとうございました。それでは続きまして、2番目の議題「後継案件の受注者選定時における先行案件の収集情報の取扱い」につきまして、調達部からご説明申し上げます。資料の2をお開きください。よろしくお願ひします。

**JICA：**

今日の10件の中でも、こういった形で特命になる理由というのはここに書かれていることも含まれているかなとは思いますが、概要をご説明したいと思います。

まず、特命随意契約の構成要件については、一般的に会計規程で定められており、先行案件の受注者で後継案件を特命とする場合には、1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」、12号「時価に比べ

て著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき」等の適用が考えられますが、今までのご指摘を受け、特に 2017 年度からは、先行案件における収集情報保持の優位性のみを理由として特命随意契約の構成要素とすることは実際やっていますと、まずはご報告申し上げたいと思います。

ただし資料には参考までに、後継案件について特命随意契約として認められると考えられる事例を 4 点挙げさせていただいています。今日も出てきていましたが、先行して実施された業務に基づく構造物等に対して、その構造そのものに直接関係する業務を行う場合、ただし先行して実施された業務に瑕疵がない、または瑕疵部分について特定された当該瑕疵については、先行して実施した業者が修補等を行うということを条件とすると。協力準備調査等において、資金協力事業が実施され、先方政府が当該受注者とすでに契約関係にある場合において、当該準備調査の補完、修正等、資金協力の場合に出てくるケース。あと、先方政府の都合等によってプロジェクトが中断し、それが再開された場合というような場合が 3 点目。そして 4 点目は、今日も一部類似の案件があったかとは思われますが、政府にも認められています大規模なシステム開発等の運用・保守にかかわる部分については、開発者でなければシステム管理上の安全が担保できない場合というところで、そういったような 4 点が主な要点となっています。

それと、今までも個々のご議論の中であった、案件における各種情報の取扱いということで、先行受注者が特殊な情報を持っているのではないかと、そういったところについてご指摘を多々受けていた中、今回取りまとめさせていただいております。

機構のコンサルタント等契約においては、当該契約約款において、成果物、報告書、マニュアル等の所有権及び著作権が、検査終了後、発注者 JICA に移転・譲渡される旨、規定されております。何が成果品に該当するかについては、特記仕様書のほうに記載されています。また、コンサルタント等契約以外においても、映像の作成やシステム開発等を業務とする場合は、当該映像、ソフトウェア等について、仕様書等において成果品を規定し、当該成果品の所有権及び著作権が発注者に帰属することを、契約に規定しています。報告書や映像等の業務の目的として、成果品に加え、業務完了後に二次的な利用が想定される中間的な成果品、特に多いのは、技術移転マニュアルであるとかセミナー資料、測量図、交通量調査の結果のデータ等についても、特記仕様書において成果品と規定し、所有権・著作権が発注者に帰属されるよう励行しています。

「ただし」というところで、これらの中間的な成果品に係る生データについては、成果品とはしていません。例として二つ挙げさせていただいていますが、交通量調査等における調査員の記録シート、地質調査のボーリングデータやデータに含まれる地質調査報告書も成果品の一部として規定すること、地質調査のボーリングデータに含まれる地質を成果品の一部として規定することはあるが、野帳、日報、ボーリングコアといったような物理的なものについては、成果品には規定していません。

上述のとおり、報告書の内容等については、それを補足するような資料やデータ、二次的な利用が想定されるデータ等については、成果品の一部として規定し、その所有権・著作権は発注者に所属するように規定しております。このため、これら本来成果品の一部として規定すべき資料・データを成果品として規定していない場合は、これら資料・データの特定の事業者が所有していることをもって、当該事業者を特命随意契約の相手方とすることは、合理的な特命理由にはならないと考えております。

このような認識のもとで、必要な資料・データは成果品として規定すること、その後に後継案件があった場合には、それら資料・データを開示した上で競争性を担保していくことを今後も徹底していきたいというふうに整理をさせていただきました。

#### 進行役：

議題 2 につきまして、ご質問・ご審議のほう、よろしく申し上げます。

#### 委員：

ご質問はございますか。

**委員：**

質問というか、コメントですけど、これは基本的に連続性のある業務をしようとしていると。それで、1回目を行って、2回目、3回目も競争性を担保しようとしているといったときに、2回目の競争に重要な条件であるものは、すべからず取る。そういうような説明のほうが分かりやすいと思うんですけど、そういうことですよ。

**JICA：**

そうです。基本的に特命随意契約としては上がってきませんということです。

**委員：**

それは、逆の面からはそうなのですが、努力するべきは、その2回目、3回目以降で競争性を担保するための資料を成果品以外に取るということですね。

**JICA：**

きちんと成果品として整理するということかと思います。

**委員：**

成果品。今まで成果品として取っていなかった部分でも、これからは成果品として取りますと、そういうことですか。

**JICA：**

その通りです。

**委員：**

でも、それを徹底していただくということでよろしいですか。

**JICA：**

はい、より徹底していこうということです。

**委員：**

分かりました。

**委員：**

成果品かどうかという区別はちょっとどういうことなのか。これがはっきりよく分からないのですけれども、例えばこういうふうの特記仕様書によって成果品として規定するということによって、受注者の側は追加的な何か作業が必要になるというようなことなのですか。それともそうではなくて、要するにただ単に規定すれば、今までどおりの作業をしていたもののうち、この部分は JICA のものだよというふうな領域を変えるだけという認識でよろしいのですか。

**JICA：**

そうですね。基本的に成果品として求められるものというのは、その作業の総体として、結果として取りまとめられたものとして、それが次につながるもの、対外的にもそれを見れば、どんな業務をやって、どんなアウトプットが出てきたかというのが判断でき得るものということになるかと思います。

**委員：**

ちょっと私の感覚からすると、成果品として渡さないといけないというものと、渡さなくてもいいから手元で置いておけばいいものという、やはり渡すものはある程度完成度を高めないといけないので、そのための追加の作業が必要かなという気がするんですけど。

JICA が成果品として求めるものが多くなれば、その多くなった部分についてはもう少し何か、受注者としては手がかかってくるんじゃないかというような見方ができるんじゃないかと思うんです。その場合、要するにトータルコストはちょっと増えるということもあるので、そこらへんのことまで全体として考えていたほうがいいかなという気はしております。

今まで普通に受注者の方がつくっていたもの以上に、何も作業は要求しないと。ただ、JICA に帰属するものがこれだけ増えますよというのであれば、要するに規定を変えるだけでコストは出でこないと思うんですけど、いずれにしてもポイントとしては、どこまで利用するか分からないものまでについてお金を追加でつぎ込んで、成果品として確保することの経済性という部分は、ちょっと考えていただいたほうがいいかなという。結局、運用の仕方だと思うんですけど。

**JICA：**

たぶん運用の仕方だと思います。通常、プロジェクトの完了以降、使うものはきちんと成果品として定義なくしてはいけないというところを、きちんと今までやっていたのかというところが一つ大事なキーワードです。それを何らかの形でそれを理由にして、特命随意契約にしていたケースがあるというものに対しては、それは理由にはならないというのをまずは徹底することが大事だということです。それは表と裏の関係になってしまうのかもしれないんですけども、それによって成果品をきちんと考えて、最初の段階で整理しましょうという基本をしっかりすることかと思います。それは今もうすでにできているものも多々ありますし、昨年1年間は、そういったことを主たる理由として特命随意契約を求めてきた案件はなかったということで、すでにその方向性で、組織として動ける状態になっていると理解しています。また、受注者の方にとっても、それを理由に特命随意契約を、今の JICA はやっていないという理解につながっているという感じかなと。

**委員：**

この委員会でも何回も出てきた、ちゃんと JICA が吸い上げて、開示すれば、競争性を付与できるんじゃないかなという議論を受けての話で、とても的を射たというか、核心を突いた話だと思うので、とてもいい取り組みだと思うんですけど、ちょっと今伺っていて感じたのは、細かいことまで含めて順次申し上げると、まずこの 28 ページから 29 ページにかけて、特命随意契約を認められると考えられる事例を挙げるとして、四つの例が書いてあるんですけども、4件の要旨が書いてあるんですけども、この 29 ページの一番上は「業務と可分である場合や契約解除から相当程度の時間が経過し、先行業務との継続性を要しない場合を除く」。こう書くと、時間が経過することと、継続性を要しない場合は両方要件のようになってしまいますが、じゃあ時間経過ってどの程度経過しないといけないのという話になるわけですが、相当程度の時間が経過するというのは一つの例で、継続性を要しない一つの例にすぎないと思うので、おそらく文言としては、「相当程度の時間が経過するなど、先行業務との継続性を要しない場合」、要件としては、「先行業務との継続性を要しない場合」というのが適切かなと思います。

それから、もう一つちょっと気になったのは「案件における各種情報の取扱いの現状」のところ、成果品の所有権と著作権が JICA さんに帰属するという縛りがかかるわけですが、例えば交通量調査結果データは果たして著作物性があるかという、この例えばコンサルタント契約に基づいてつくられた成果品って、著作物性がないものもたくさんあると思うんです。ただ保護したいのは、そこで得られた情報とかノウハウみたいなものを JICA が利用できて、今後も利用できて、先方には勝手な利用はさせ

ませんよというところにポイントがあると思っていて、所有権ってほとんど意味がなくて、所有権って有体物を対象とする権利だから、紙になったそのものの所有権はどっちにありますか、原本の所有権はどっちにありますかという話をしても、コピーされてしまえば終わりなので。

で、著作物性がなければ、その情報の部分というのは保護されないで、その目的外使用の禁止みたいなところ、そこは約款でどういうふうに謳われているのかなと思って今、ちょっと確認していたんですけど、約款で見ると、成果品及び資料等の取扱いというのが 25 条にあって、これは所有権と著作権のことしか触れられていなくて、コンサルタント側が何に使えるかということに関しては、この著作物性が認められるものについて、「当該成果品の著作権が JICA に帰属する旨を明記した上で、次の各号に掲げる用途にて成果品に利用することができる」と例示されていて、例えば学会誌に投稿していい、セミナーで使っていい、勉強会で使っていいとか、書いてあるんですね。これは著作物性が認められるものについての規定でしかないで、おそらく全体をきちんとカバーしようとするのであれば、このコンサルタント契約に基づいて、コンサルタントが得た成果、それは情報とかノウハウも含めてですね、それは JICA が独占的に利用できて、JICA の許可なく、目的外に使用してはだめですよというようなものを約款の中に入れられたほうが、全体をカバーできるんじゃないかと。

つまり、今見ていてすごく違和感があったのが、著作権と所有権と書いていながら、第 3 段落にある「技術移転のためのマニュアル、セミナー資料、測量図、交通量調査結果データ等」とあるんだけど、この交通量調査結果データというのはたぶん著作物じゃないので、情報としての価値はありますが、著作物性ってそういうところで決まらない。そこが現状をカバーされていないんじゃないかと思うので、これは直ちにどうこうできる話じゃなくて、約款の改訂とか大きな話になると思うんですけども、ちょっと感じたことでそういうのがありましたので、参考までに。

**JICA :**

はい、ありがとうございます。今後、改訂等も出てくると思うんですけど、より一層精緻にしていく際に、ご意見賜った件については検討していきたいと思えます。

**委員 :**

特に後継案件の場合って、要するに競争入札ということは、新規業者が応札に加わるということになるんですけども、よく業務指示書を見てもみますと、これについて提案してくださいというのはあるんですけど、いま割と先行案件の報告書は開示されていて閲覧できますと。これはもう行われていると思っています。ただ、先行案件の報告書を見たときに、じゃあ新規に入札する業者さんがそれで提案できるかということ、そこはもうその報告書にどれだけの内容が含まれていて、成果物の中にどれだけの内容があるかに尽きると思っているんです。なので、できる限りその成果品、応札する際の開示される資料、先行案件の開示資料については、できるだけその提案に関するもの、提案を求めているもの、JICA 側が提案として求めているものについてのやはりいろいろな資料、データとかそういったものを開示するように、そういう意味ではやはり今回のこの取扱いのこれについては、本当にいい試みというか、素晴らしいものにつくられていると思えますので、できるだけ応札できるようなデータで、成果品として JICA が保管して開示するように、それだけちょっと改めてお願いしたいと思います。以上です。

**JICA :**

ありがとうございます。

**JICA**

最初の南ア等個々の案件ベースでのご指摘につきましては、次回契約時に反映させるなどしっかり改善していきます。また、委員会向けに配布した契約リスト中の随意契約理由の説明に必ずしも十分な



い書き振りがあった点も色々ご指摘いただきましたので、皆様に十分ご審議いただけるよう留意していきます。契約先が限定されている中でいかに価格を抑えつつ質を担保すべきかといった調達制度にも影響する大きな点でのコメントもございましたので、論点を整理して議論を進めたいと思います。

最後の議題として、過去のご指摘をどのように改善をしたのか説明いたしました。今後とも改善の都度、皆様にご提示をして、どのように皆様のコメントが活かされているのかお示しします。また、成果品の開示方法等、本日改めてご提案をいただいた点への改善策を含め、お示しした改善案をさらに良いものにしていきたいと思っています。

よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

#### **進行役：**

それでは、議題はすべてご審議いただきましたので、今回の契約監視委員会はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上

#### **別添資料**

1. 2018年度第2回契約監視委員会「競争性のない随意契約個別点検」対象契約リスト
2. 案件概要シート
3. 後継案件の受注者選定時における先行案件の収集情報の取扱いについて

2018年度第2回契約監視委員会「競争性のない随意契約個別点検」対象契約リスト

番号	主管部	本邦/在外	調達種別	契約件名	契約金額(円)	契約締結日	契約完了日	契約期間(月)	契約相手方	競争性のない随意契約理由	委員選定理由	選定委員(敬称略)
1	南アフリカ共和国事務所	在外	ローカルコンサルタント	ナショナルスタッフの所得税の修正申告業務	10,561,308	2018/2/23	2019/3/31	13	KPMG Services Proprietary Limited	(1)本契約に求められる要件: ①SARSが定める税制に精通していること。 ②税制という極めて高い専門知識を求められる分野であることから、誤った理解を極力避け、JICA事務所が正しい理解の下で納税事務を行うべく、当地の複雑な税制を理解した日本人スタッフを擁し、必要に応じ日本語での詳細なサポートが提供可能であること。 ③発生する可能性のある追徴金額を抑制すべく、早期の着手が可能であること。  (2)候補企業の選定経緯: 南アフリカ共和国では当該税務及びPayrollサービスを提供可能な大手会計事務所として、Deloitte Tomatsu、PWC、EY、KPMGが進出しており、各社とも上記要件のうち①については問題ない。しかし、Deloitte TomatsuはJICA本部の監査業務を行っているため、今回南アフリカにおいて委託予定の業務を受託することは、利益相反に当たる可能性があるため、委託先となり難い。上記要件②に関し、PWCは日本人スタッフを恒常的に擁してはならず、EYは日本人会計士がビジネス展開支援部門に、本年1月より派遣開始となつたばかりであり、その継続的な派遣は未定である。KPMGは従来より継続的に日本人会計士が本邦会計事務所より派遣されている。本委託業務はナショナルスタッフ所得税の納税代行業務という継続的な業務を含むところ、KPMGが上記要件②を満たす唯一の候補企業と言わざるを得ない。上記要件③については、当地におけるJICAの特殊性(外交団ではないが、国際約束により免税特権を受けている等)を理解するために時間を要する恐れがあるが、KPMGは過去の調査業務を通じ、JICAの特殊性について既に理解しており、迅速な対応と着手が可能である。上記経緯を踏まえ、契約相手方を特命先とせざるを得ない。	●契約件名から、ナショナルスタッフの給与計算及びそれに関連する南アにおける源泉所得税の処理を内容とするサービスのようなが、ちょっとした規模の現地企業であれば社内でも処理できるような業務に思われる。現地のビッグ4会計事務所の日本人会計士の関与が必要というが、契約件名どおりの内容のサービスであれば、現地駐在の日本人会計士の関与は必須ではないと思われる。南ア事務所のNSの人数が分からず、契約金額の合理性は判断できないが、この種のサービスとしては相当大勢のNSが対象とならない限り、13ヵ月間で1,000万円を超える報酬は、かなり高額な印象。南ア以外の事務所においても、NSの給与計算やそれに関連する源泉所得税の処理を行っているはずだが、そのような内容の業務が特命随意契約の対象となっている事例は本件だけか。「各種業務委託」のNo.64「NS所得税の修正申告業務、及び、所得税の代行納税業務」は、同じく南アにおける特命随意契約で、本契約に先立つ3ヵ月間の契約か。以上から、特命随意契約とする必要性及び契約金額の合理性につき、追加的な説明を願う。  ●理由に記載されている「利益相反に当たる可能性」がどこまで配慮する必要があるものなのか、確認したい。	不破 中久保
2	管理部 資産管理課	本邦	各種業務委託	2017-2018年度外部倉庫文書保管・集配等委託契約(単価契約)	13,200,000	2017/4/1	2019/3/31	24	日本通運株式会社	同社に保管中の文書が大量にあり他社への預け替えには移管コストがかかり、移管に伴う業務負担も大きいため。	「同社に保管中の文書が大量にあり他社への預け替えには移管コストがかかり」とあるが、この理由の妥当性は今後不変と思われる、競合の倉庫会社は多数あるにもかかわらず、永続的にこの理由(現状維持)で随意契約とするのが本当に妥当なのか、確認したい。	中久保
3	東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課	本邦	コンサルタント等契約	インドネシア国パティンバン港開発事業調達実施支援【有償勘定技術支援】業務実施契約	86,326,560	2017/7/31	2018/3/9	7	共同企業体 株式会社オリエンタル コンサルタンツグローバル 株式会社Ideas	通常円借款案件においても、借入国実施機関にて調達されるエンジニアリングサービス業務では、詳細設計と入札支援を一貫して契約するものであり、有償勘定技術支援で詳細設計の策定を支援している本件でも、有償勘定DD調査を受注したコンサルタントが入札評価支援も行うことは、一貫した工程の確保による質の担保及び事業実施の迅速化が図られる。また、本事業は大規模な港湾建設事業であり、我が国の港湾建設事業で適用される高度な技術を用いた施工方法が計画されているところ、インドネシア側が、競争入札において適切なコントラクター選定をするに当たっては、本事業の設計上の技術的な論点や留意点を十分に認識するコンサルタントによる入札評価支援が不可欠となる。本契約相手方は、2016年7月に本事業の協力準備調査を受注した後、2016年12月に有償勘定DD調査の継続契約をJICAと締結し、現在、詳細設計案・入札図書作成を行っている。また、共同企業体である契約相手方も多くの円借款による港湾建設事業のエンジニアリングサービス業務を受注し、詳細設計、入札補助を実施した実績がある。このため、有償勘定DD調査共同企業体を本件の契約相手方とすることが適切である。	本契約前の詳細設計調査時の選考経緯(複数者応札だったか)、また、本体工事実施時のコンサルとして本受注業者が参画すると利益相反等の関係はないのか、価格の上振れにどのように対応するのか等につき伺いたい。	乾
4	南アジア部 南アジア第一課	本邦	コンサルタント等契約	インド国高速鉄道建設事業に係る能力強化支援【有償勘定技術支援】業務実施契約	359,754,480	2017/8/25	2019/3/31	19	東日本旅客鉄道株式会社	インド側から支援を求められているムンバイ-アームダバード間高速鉄道建設事業のインド側実施機関であるNHSRCの組織体制及び職員の能力強化を行うためには、高速鉄道事業者による協力が不可欠である。日本国内の高速鉄道事業者はJR各社に限られるが、東日本旅客鉄道株式会社は国土交通省からの要請を受け、本事業の計画段階から日印政府間の協議に日本側関係者として携わってきた。厳しいスケジュールの中、円滑に業務を実施し、日印間で合意した開業目標を達成するためには、本事業の経緯等について熟知したJR東日本が当該業務に携わることが不可欠である。	●カテゴリーのなかで一番高額であったため。  ●超大型インフラ案件である、インド国高速鉄道について、事業経緯・背景等を含んだプロジェクト全体の調達方針を確認したい。その上で、本契約の価格の妥当性と質の確保についてどのように検証しているか伺いたい。	木村 乾
5	人間開発部 高等教育・社会保障G ブラジル事務所	在外	ローカルコンサルタント	第三国プロジェクト「モザンビーク産業人材育成センター能力強化プロジェクト」に係るローカルコンサルタント契約	369,773,550	2017/8/31	2021/8/31	48	SENAI DF (SERVICO NACIONAL DE APRENDIZAGEM INDUSTRIAL)	本業務の要件は以下の4点。 ① 対象となる職業訓練センターおよび上位機関である雇用・職業訓練機構(IFPELAC)に対して技術移転ができること。 ② 対象となる4分野において、モザンビークの現状に即した技術レベルでのカリキュラム開発・技術指導ができること。 ③ ポルトガル語で業務を実施できること。④ 地域の経済事情に精通し、モザンビークの産業界とのネットワークを有していること。本プロジェクトの目的は、産業界と連携し、現地のニーズが十分に反映された職業訓練コースを開発することであるため、産業界とのネットワークは非常に重要である。  Serviço Nacional de Aprendizagem Industrial (SENAI)は、以下の通り全ての要件を満たしている。 ① SENAIは1942年の大統領令により設立された公益機関で、全国に展開する職業訓練センターを運営する唯一の機関である。ブラジル国内で運営しているセンターが高く評価されているほか、他国への技術協力も積極的に進んでおり、ポルトガル語圏、スペイン語圏諸国における職業訓練への技術協力の実績がある。② モザンビークにて新規に開発する「農産品加工」のコースにおいて、モザンビークの気候と農産物がモザンビークとブラジルでは類似しており、SENAIがこれまで施してきた同分野職業訓練にかかる技術を生かして指導することができる。③ モザンビーク公用語であるポルトガル語で業務を実施することが出来る。④ モザンビークとブラジルは経済的な結びつきが強く、モザンビークにはブラジル大手企業も進出している。また、旧宗主国のポルトガルの企業も多い、SENAIはこれからの企業と言語・文化類似性があるため、これからのニーズをくみ取り、カリキュラムに反映していくうえで比較優位がある。 国内外の開発コンサルタント会社等においては、上記した①～④の本件の要件に総合的に対応できる企業が存在しない。	●在外の契約の中で、契約金額が最も高額なため。  ●在在外における高額な特命随意契約に係る業務フロー・決裁(本部との関係等)について伺いたい。事業実施評価及び価格の妥当性等の検証についても伺いたい。	不破 関口 木村 乾
6	国内事業部 大学連携課	本邦	技術協力研修	2018年度新留学生プログラム方式に係る研修員受入委託契約(北海道大学)	75,589,920	2018/3/30	2019/3/31	12	国立大学法人北海道大学	受入大学は、覚書を締結した大学の中から研修員が受験し、合格することにより決定されるため、同大学に入学する以外の選択肢は想定されず、競争が成立しないため。	●「新留学生プログラム方式に係る研修員受入委託契約」という件名の契約が多数あり、契約金額は百数十万円のものから数千万円のものまで様々だが、その中で最も契約金額が高額なものを選定。どのような内容の契約であり、どのような方法で契約金額が算定されているのかについて、説明を願う。  ●カテゴリーのなかで一番高額であったため  ●全体プログラムとそれに基づく調達方針等を伺いたい。大学法人と契約する時の管理経費率(他の契約も同じ管理経費率で実施しているかどうか等)についても伺いたい。	不破 関口 木村 乾
7	評価部 事業評価第一課	本邦	各種業務委託	統計分析強化支援業務フェーズ3	63,750,834	2018/3/15	2020/7/31	28	グローバルリンクマネジメント株式会社	本業務では、先行業務での検討経験を踏まえて更なる解析を進める必要があり、この業務の特性から効率的に質の高い業務を遂行できるのは、先行業務に携わった会社のみであるため。	●理由である「この業務の特性」を詳しく伺いたい。  ●「この業務の特性から効率的に質の高い業務を遂行できるのは、先行業務に携わった会社のみ」との記載がなされているが、業務内容や、「業務の特性」の中身が不明であり、この点を確認したい。	関口 中久保
8	資金協力業務部 計画・調整課	本邦	コンサルタント等契約	ミャンマー国教員養成校改善計画フォローアップ協力(調査・施工監理)業務実施契約	14,464,440	2017/9/22	2019/3/21	18	株式会社山下設計	株式会社山下設計は、公示に基づき本計画の協力準備調査の担当コンサルタントとして選定され、E/N及びG/A締結後、コンサルタント推薦に基づき本計画の施工監理コンサルタントとして従事した。2016年11月本計画完工後、瑕疵担保期間中である2017年4月中旬に発生した竜巻により、本計画により整備された教室棟及び管理棟の屋根部分が被害を受けた。当該部分の補修を目的とする本F/U協力では、原計画の瑕疵責任範囲と本F/U協力の瑕疵責任範囲を明確に区別することが必要であることから、原計画の担当コンサルタントによる確認・調整が必須となる。	「責任範囲を明確に区別する必要があること」原計画の担当コンサルタントによる確認調整が必須との理由が書かれているが、原計画の担当コンサルタントは原計画の施工監理を行っており、むしろ責任範囲に利害関係があり不適任ではないかとの疑問がある。この点を確認したい。	中久保
9	資金協力業務部 実施監理第二課	本邦	コンサルタント等契約	ブルキナファソ国カヤ初等教員養成校建設計画事業化調査業務実施契約	28,129,680	2017/9/6	2018/3/30	6	株式会社マツダコンサルタンツ	株式会社マツダコンサルタンツは、公示により本計画の協力準備調査の担当コンサルタントとして選定され、E/N及びG/A締結後、コンサルタント推薦に基づき本計画の施工監理コンサルタントとして従事した。案件開始後、再調査の必要性が生じた。 本業務は、原則として現行設計を前提としていること、また、調査終了後に本体施工監理は担当コンサルタントが従事することが想定されることから、技術的一貫性の確保が求められる。また、担当コンサルタントは現地企業活用型への切り替えにあたり情報収集・検討を行っていることや、調査終了後に同一コンサルタントによる遅滞ない案件再開が期待されるため、競争に付した場合との比較において経済性が認められる。 以上により、マツダコンサルタンツが本業務に係る特命随意契約を締結することは妥当である。	理由に「競争に付した場合との比較において経済性が認められる」とあるが、記載されているのは先行受注事業者の経済的有利性に過ぎないと思われる、その具体的内容を確認したい。	中久保
10	横浜センター 総務課	本邦	各種業務委託	2018年度-2022年度 JICA海外移住資料館管理運営業務【研究・学芸部門】委託契約	363,059,130	2018/3/30	2023/3/31	60	公益財団法人海外日系人協会	海外日系人協会は、海外・在日系人社会や海外移住に係る学識経験者との人脈を有し、海外移住史及び世界各地の日系社会に精通する、本業務を委託できる唯一の組織であるため。	●本邦における「各種業務委託」の中で契約金額が最も高額なため。	不破 関口 木村

(註) 2017年度に特命随意契約となった契約は、全798件。内訳は、技術協力研修(243件)、各種業務委託(178件)、賃貸借(家賃)(120件)、ローカルコンサルタント(73件)、システム関連(55件)、物品購入(34件)、情報提供サービス(31件)、コンサルタント等契約(23件)、光熱水料・通信費(19件)、工事(建設・土木も含む)(8件)、賃貸借(物品)(5件)、製造(印刷製本含む)(2件)、その他(7件)。上記10件は、これら全798件の中から抽出された。

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ナショナルスタッフの所得税修正申告業務
(2) 契約金額	10,561,308 円
(3) 履行期間	2018/2/23-2019/3/31
(4) 契約相手名称	KPMG Services Proprietary Limited
(5) 担当部署	南アフリカ共和国事務所

#### 《随意契約理由》

- ◎ 本契約は、単純なナショナルスタッフ所得税源泉徴収事務のみではなく、納税額に誤りがあることが指摘された過去5年間（2012年3月から2017年2月まで）の上記所得税修正申告手続きを行うもの。
- ◎ 誤納付に起因する追徴金や利子の発生が予見されたことから、JICA事務所として正確かつ迅速な対応を取る必要があった。このため、受注者は①歳入庁との交渉に必要な高い専門知識を有するとともに、②日本人会計士を擁してJICA側に専門的な知識に裏付けされた詳細なサポートを提供でき、かつ③法人として特殊な位置にあるJICAの性質を理解し、迅速にサービスを提供することで追徴金や利子の増加を抑制することが必要であったことから、これら条件を唯一備えるKPMG Services Proprietary Limitedと特命随意契約を結ぶことが妥当と判断した。

### 2. 背景・経緯

JICA南ア事務所は2010年から歳入庁の指摘を受け、ナショナルスタッフの所得税納付を開始。しかし、2017年に入り納税額に誤りがあることが発覚し、歳入庁に対する修正申告を行う必要が生じた。修正申告に際しては、各年、各所得項目毎に異なる税率を誤りなく適用する等、南ア税制に係る正しい知識が必要であり、従来のようにJICA事務所のみで対応することは困難であったため、現地税制に精通する会計士事務所に修正申告業務を委託することとした。

本契約に先立ち、2017年3月から2018年2月までを対象にした修正申告業務と2018年1月以降のナショナルスタッフ所得税源泉徴収事務手続きを契約。同契約では予算的制約から修正申告期間を1課税年度のみとしていた。その後、予算の目途がついたことから本契約において修正申告期間を適切な期間に拡大して契約した。なお、この契約においても本件同様の理由から、特命随意契約を結ぶことが妥当と判断し、手続きを行っている。

### 3. 業務内容

2017年2月以前、5課税年度分の南ア事務所ナショナルスタッフ所得税修正申告業務

#### 4. 特命随意契約の理由

(1) 本契約に求められる要件：

①歳入庁の定める税制に精通していること：

特に、本契約は単純な所得税の計算と納付業務ではなく、修正申告対象期間等にかかる歳入庁との交渉も含むため、高い専門知識が必要であった。

②日本人会計士を通じた詳細なサポートが提供可能なこと：

本件は当地税制にかかる誤った認識に起因しており、再度過誤を発生させることは厳に避けなければならない状況にある。よって、本件対応には JICA 事務所としても各種制度やそれらに基づく対応について、正しい理解の下で当たる必要があった。よって、本件契約相手方については現地税制も理解した日本人会計士を擁し、専門的な知識に基づいた詳細なサポートが提供できる必要があった。

③追徴金を抑制すべく早期の着手が可能であること：

誤納付額に対する追徴金とそれに係る利子は日々増加していくことから、その抑制のため、早期着手と修正申告が必要であった。

(2) 候補企業の選定経緯：

要件①について：

単純な所得税計算と納付業務のみならず、修正申告対象期間等にかかる歳入庁との交渉も含む業務のため、在南アの大手会計士事務所（Deloitte Tomatsu, PWC, EY, KPMG）を候補とした。なお、このうち Deloitte Tomatsu は JICA 本部の監査業務を行っていたことから利益相反となる可能性を考慮して候補から外した。

要件②について：

上記候補 3 会計士事務所において南アに日本人駐在員を擁しているのは KPMG と EY であった。KPMG は会計士である一方、EY はビジネス支援部門所属であり会計士資格を保持していないため、本業務への対応という観点から KPMG が適切であると考えた。

要件③について：

KPMG は、先立つ所得税源泉徴収業務契約を通じて JICA の特殊性（ナショナルスタッフは所得税納付義務がある一方、日本人スタッフは免税特権によって所得税の免除を受けている等）を理解しており、早期の着手が可能であった。また、同業他社に本業務の見積依頼を行った際、事前調査を要するとの回答を得ており、着手に時間が係ることが判明した。前述のとおり本業務着手の遅滞は追徴金や利子の増額に繋がり、機構に更なる不利益を与える恐れがあった。

以上から、本業務については日本人会計士による対応と、早期の着手が可能である KPMG と特命随意契約を締結することが適切と判断した。

以上

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2017年-2018年年度外部倉庫文書保管・集配等委託契約 (単価契約)
(2) 契約金額	13,200,000円(概算見込み額)
(3) 履行期間	2017年4月1日～2019年3月31日
(4) 契約相手名称	日本通運株式会社
(5) 担当部署	管理部 資産管理課

#### 《随意契約理由》

- ◎ ①保管数は2,300箱以上あり、預け替えする場合は、出庫料・入庫料の相当額の追加費用がかかる。②また、預け替えする場合は、JICAの法人文書管理システムで文書毎に情報修正をする必要があり多大な事務負荷が生じるうえ、一時保管のスペースを確保する必要や移し替えの際に紛失の懸念がある。③一般的に物流にかかる費用が上昇している状況において、契約単価が前契約から据え置き。以上のことから特命随意契約とした。

#### (要約)

本契約は、保管スペースの制約から、JICA本部内では保管が困難な文書のうち、保存期間中ではあるが日常的には参照する必要のない文書を外部の倉庫に保管し、これに付帯する業務を委託するもの。

### 2. 背景・経緯

JICAでは法人文書管理規定に基づき、作成した法人文書の種類に応じて保存期間を定めて保管している。これら文書は膨大な量であり、執務室での保管は困難なため、外部倉庫と契約し、保存期間中ではあるが日常的に参照する必要のない法人文書を保管している。

本契約では主として、2008年のJJ統合(旧JBICの海外経済協力業務をJICAに承継)の際に、JICAに承継された文書を保管している。日本通運(株)との契約は、当初旧JBICにおいて開始し、それを継続して現在に至るもの。JICAに継承後は新規の預け入れは行っていない。

### 3. 業務内容

JICAの書類(保管物)の保管およびこれに付帯する業務。

具体的内容は以下のとおり。

- (1) 所定場所からの保管物の引き取り

- (2) 保管物の入庫（保管物閲覧後の再入庫を含む）
- (3) 保管物の保管
- (4) 保管物の出庫（保管物閲覧のための出庫を含む）
- (5) 所定場所への保管物の持ち込み
- (6) 保管物の溶解処理のための運送
- (7) 上記に関連する業務

#### 4. 特命随意契約の理由

- (1) 機構では、当社倉庫への預け入れの 2,360 箱を含め、2018 年 6 月末時点で合計約 18,600 箱を外部倉庫に保管している。これら文書を預け替えするには、出庫料及び入庫料がかかり、相当な追加費用となる。
- (2) 保管箱内の法人文書は、JICA の法人文書管理システムに、文書毎に保管場所を登録しているため、入札をして預け替える場合、数万件の保管場所情報のシステム上の修正及び、保管場所が記載されている文書の背表紙の差し替えが必要となり、職員等への業務負荷が大きい。また、現在の保管場所から別の倉庫への移管となった場合、膨大な文書量の一時保管スペースが必要となるほか、移し替えの際に紛失等の懸念がある。
- (3) 一般的に物流にかかる費用が上昇している状況において、前契約から単価を据置いた。

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	インドネシア国パティンバン港開発事業調達実施支援 【有償勘定技術支援】
(2) 契約金額	86,326,560 円
(3) 履行期間	2017 年 7 月 31 日～2018 年 3 月 9 日
(4) 契約相手名称	【共同企業体】 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 株式会社 ldes
(5) 担当部署	東南アジア・大洋州部東南アジア第一課

#### 《随意契約理由》

- ◎ 円借款事業の施工業者入札評価においては、詳細設計に規定された設計思想や技術との一貫性・整合性が求められるところ、同要件を満たす契約相手方は詳細設計調査を受注した者のみであり、入札評価支援を主要業務とする本契約は同受注者と特命随意契約をせざるを得ない。
- ・ 「パティンバン港開発事業」は両国首脳間でその協力が合意された国家戦略案件であり、迅速な事業実施が求められている。インドネシア政府が要望する 2019 年の先行開港部分開業を見据え、2016 年 12 月から有償勘定技術支援による詳細設計調査を実施し、迅速化を図ってきた。
- ・ 本契約は、2019 年先行開港部分の調達パッケージに係る事務手続き、応札者からの入札図書への質問に対する回答案の作成、及び応札者の評価等に係る支援を行い、施工業者選定の迅速化を図るもの。

### 2. 背景・経緯

本契約は、既存港の年間コンテナ取扱量が近年のうちに限界に到達する見込みであるためジャカルタ首都圏東部パティンバンに新港を建設することにより、首都圏の物流機能強化を図り、もって同国の投資環境改善を通じた更なる経済成長に寄与することを目的とした円借款事業「パティンバン港開発事業」（以下、「本事業」）にかかる調達支援業務である。

2016 年 5 月の G7（伊勢志摩サミット）アウトリーチ会合にて本事業の協力に関して首脳間で合意された後、インドネシア国内では本件実施にかかる大統領令が出され、また国家戦略案件に指定されたこと等により、本事業の迅速な実施が求められている。

2016 年 7 月より、協力準備調査「パティンバン新港開発事業準備調査」において、基本設計、事業費概算、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、円借

款事業の審査に必要な調査を行い、更に 2016 年 12 月からは有償勘定技術支援「パティンバン新港開発事業詳細設計調査」にて、詳細設計・入札図書作成を行った。本契約は、2019 年の先行開港を迅速に実現させるため、当該部分の施工業者選定支援を行うものである。

### 3. 業務内容

#### ■円借款事業内容

- (1) コンテナ取扱可能量 286 万 TEU、完成車取扱可能量 60 万台の港湾建設（浚渫、防波堤、護岸、岸壁、埋立・地盤改良、ヤード舗装、施設整備等 183ha）
- (2) アクセス道路（8.1km、4 車線）及び橋梁（1km）の建設
- (3) コンサルティング・サービス（詳細設計、施工監理、入札補助、オペレーター選定補助等）（うち、2019 年先行開港区（港 60ha 分、橋梁、アクセス道路）の詳細設計・施工業者選定入札図書案作成は有償勘定技術支援にて実施。また、先行開港区の施工業者選定の入札評価支援を本契約にて行う。）

#### ■本契約業務内容

本契約は、本事業の2019年先行開港部分に係る施工業者選定が円滑に行われるよう、入札補助・入札評価支援を行うもの。

#### (1) 各施工業者調達パッケージの入札評価支援

下表に示す2019年先行開港部分の調達パッケージに係る入札実施事務手続き、応札者からの入札図書への質問に対する回答案の作成、及び応札者の評価等に係る支援を行う。

パッケージ名	概要
パッケージ 1	先行開港区のターミナル整備（埋立・地盤改良、岸壁、ヤード舗装、施設建設等）、埋立地側の港湾内道路、泊地浚渫（-10m）
パッケージ 2	外周護岸、防波堤、航路浚渫（-10m）、航路標識等
パッケージ 3	橋梁建設等
パッケージ 4	アクセス道路建設

(2) 各調達パッケージに係る契約交渉におけるインドネシア側実施機関向け提言  
入札評価後、インドネシア側実施機関と、選定者の間で実施される契約交渉が円滑に行われるよう進捗確認を実施し、必要に応じてインドネシア側実施機関に対し技術面も含めた提言を行う。

### 4. 特命随意契約の理由

契約相手方である共同企業体は、同事業の先行開港部分の詳細設計調査を 2016 年 12 月から実施し、本件業務の対象となる入札図書を作成した者である。本契約業務で



は、詳細設計に規定された設計思想や技術との一貫性・整合性【要件 1】、及び我が国港湾建設技術に係る知見【要件 2】が求められるところ、上記状況下で本件業務を実施できるのは同共同企業体以外にない。

**【要件 1：一貫性・整合性】**

通常の円借款事業において、借入国実施機関にて調達されるエンジニアリングサービス業務では、詳細設計と入札支援を一貫して契約するものである。設計思想・入札書類の詳細な知識がない企業が入札評価補助を実施することは極めて困難であるものと考えられる。事業の遅延につながる可能性も高い。本事業では有償勘定技術支援で詳細設計の策定を支援しているが、同詳細設計を受注したコンサルタントが入札評価支援も行うことは、一貫した工程の確保、入札評価の質の担保、及び事業実施の迅速化が図られることが期待される。

**【要件 2：我が国港湾建設技術に係る知見】**

本事業は大規模な港湾建設事業であり、我が国の港湾建設事業で適用実績のある高度な技術を用いた施工方法が計画されているところ、インドネシア側が、競争入札において適切なコントラクターを選定するために、本事業の設計に精通した専門的・技術的な論点や留意点を十分に認識するコンサルタントによる入札評価支援が不可欠となる。

以上

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	インド国高速鉄道建設事業に係る能力強化支援
(2) 契約金額	359,754,480 円
(3) 履行期間	2017 年 8 月 25 日～2019 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	東日本旅客鉄道株式会社
(5) 担当部署	南アジア部南アジア第 1 課

#### 《随意契約理由》

- ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業は日印両政府間の協力覚書に基づき、我が国の新幹線技術を用いた高速鉄道建設事業である。同事業実施のため、インド高速鉄道公社が新設されたが、早急なスケジュールの下に事業を実施するだけのキャパシティを十分には備えていないことから、インド側から、我が国における新幹線の建設、運営・維持管理の経験及びノウハウを有している鉄道事業による支援要請があった。
- ◎ 同支援を行うためには日本国内の高速鉄道事業者は JR 各社に限られるが、現在詳細設計中の高速鉄道建設事業の事業計画は、東日本旅客鉄道株式会社が運営する新幹線の仕様がベースとなっている。また、現在既往の技術協力で支援している関連法制度や技術基準の策定にあたり、同社の新幹線に係る規定や技術基準が多く参照されており、シームレスに協力を行うため、同社が当該業務を実施する必要がある。

### 2. 背景・経緯

ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業（以下「本事業」）は、2015 年 12 月に日本国政府とインド国政府との間で締結された協力覚書に基づき、各種準備が進められている。本事業のインド側実施機関であるインド高速鉄道公社（NHSRC）は 2016 年 6 月に設立されたものの、十分な人員が配されておらず、組織体制が確立されていない状況であった一方、2017 年から本事業に係る入札が順次行われる予定であったため、NHSRC の組織体制強化及び職員の能力強化が急務であった。かかる状況の中、インド側から、我が国における新幹線の建設、運営・維持管理の経験及びノウハウを有している鉄道事業による支援要請があったもの。

### 3. 業務内容

本事業に関連する以下の業務

- (1) NHSRC の体制検討等に対する支援
- (2) NHSRC による法制度・技術基準策定支援

- (3) 政府間協議に対する技術的支援
- (4) JICAによる円借款審査に係る支援
- (5) 本事業の円滑な実施、運営、維持管理にあたって必要となるインド側に対する追加的な支援案の検討

#### 4. 特命随意契約の理由

以下の理由により特命随意契約が必要であり、同理由は会計規程第23号第1項第1号「契約の性質または目的が競争を許さないとき」に該当する。

- (1) インド側から支援を求められている NHSRC の組織体制及び職員の能力強化を行うためには、高速鉄道事業者による協力が不可欠である。日本国内の高速鉄道事業者は JR 各社に限られるが、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR 東日本」)は国土交通省からの要請を受け、本事業の計画段階から日印政府間の協議に日本側関係者として携わってきた。厳しいスケジュールの中、円滑に業務を実施し、日印間で合意した開業目標を達成するためには、本事業の経緯等について熟知した JR 東日本が当該業務に携わることが不可欠である。
- (2) JR 各社が運営する新幹線の仕様はそれぞれ異なっているが、現在詳細設計中の本事業の事業計画は、JR 東日本が運営する新幹線の仕様がベースとなっている。また、現在既往案件で支援している法制度や技術基準の策定にあたり、JR 東日本の新幹線に係る規定や技術基準が多く参照されており、シームレスに協力を行うため、JR 東日本が当該業務を実施する必要がある。

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	第三国プロジェクト「モザンビーク産業人材育成センター能力強化プロジェクト」にかかるローカルコンサルタント契約
(2) 契約金額	369,773,550 円(3,338,675. 00 米ドル)
(3) 履行期間	2017 年 8 月 31 日～2021 年 8 月 31 日
(4) 契約相手名称	ブラジル全国工業職業訓練機関 (Servico Nacional de Aprendizagem Industrial - SENAI)
(5) 担当部署	ブラジル事務所（契約担当役） 人間開発部（検査職員／案件主管部）

#### 《随意契約理由》

- ◎ モザンビーク国の職業訓練センターおよび上位機関である雇用・職業訓練機構（IFPELAC）に対してポルトガル語で技術移転ができ、多岐にわたるコース（4 分野 27 コース）においてモザンビークに適したレベルでのカリキュラム開発・技術指導を一元的に管理しながら実施できるリソースは他にないため。
  - ・ SENAI は、JICA が 1960 年代から技術協力を行い、現在はポルトガル語圏や中南米諸国に技術協力を行うほどの実力のある機関へと発展している。これまでの協力のアセットである SENAI を活用し、ポルトガル語圏の国へ技術協力を行うことは、日本、JICA のこれまでの協力成果を活用するとの観点から効果的である。

### 2. 背景・経緯

モザンビークは天然資源の開発等を背景に順調な経済成長をしており、日本企業を含む外国からの直接投資を呼び込んでいる。一方、現地の人材については課題が多く、識字率（42%）も前期中等教育終了率も低く、職業訓練を受ける人も少ない状況である。

労働・雇用・社会保障省傘下であり、全国の職業訓練センターを運営する職業訓練・労働教育機構（IFPELAC）は、提供する職業訓練の質の向上に努めているが、特に産業界からのニーズが高い建設、電気、自動車機械等の分野の人材育成に十分応えられていない。

このような背景のもと、モザンビーク政府は職業訓練の質を改善するための 5 か年計画（2015 年－2019 年）を推進しており、IFPELAC が産業界のニーズに応える人材育成ができるようになるための支援を、日本政府に対して要請した。その際、技術の指導においてはブラジル全国工業職業訓練機関がふさわしいリソースであると言及があった。

### 3. 業務内容

プロジェクトの PDM に基づき以下の業務を行いながら、カウンターパートに対して技術移転を行う。

- ・ 当該分野の既存のカリキュラムやコースの実施方法を確認する。
- ・ プロジェクトサイト（3 サイト）に、現地産業界を代表する専門家パネルを設置し、意見を吸い上げながら当該分野のカリキュラムを開発する。
- ・ 開発したカリキュラムを、認証機関に提出する。
- ・ パイロット訓練センター（3 サイト）の、既存の訓練環境を確認する。
- ・ パイロット訓練センターのマネジメントの状況を確認する。
- ・ 訓練コースを改善・強化するための手法を開発する。
- ・ マスター指導員を選定し、研修を行う（ブラジルでの研修、モザンビーク国内での研修）
- ・ 訓練センターの管理や教務に関する研修を行う。
- ・ コース全体の評価や、訓練修了生の技能の評価、就業状況調査を行う。
- ・ 評価に基づき、必要に応じてカリキュラムの改定を行う。

### 4. 特命随意契約の理由

以下 1~4 の理由による。

#### 1. 要件

本業務に不可欠な要件は、以下の 4 点である。

- ① 対象となる職業訓練センターおよび上位機関である雇用・職業訓練機構（IFPELAC）に対して技術移転ができること
- ② 対象となる 4 分野<sup>1</sup>において、モザンビークの現状に即した技術レベルでのカリキュラム開発・技術指導ができること
- ③ ポルトガル語で業務を実施できること
- ④ 地域の経済事情に精通し、モザンビークの産業界とのネットワークを有していること。本プロジェクトの目的は、産業界と連携し、現地のニーズが十分に反映された職業訓練コースを開発することであるため、産業界とのネットワークは非常に重要である。

#### 2. 契約相手方の検討

SENAI は 1. に挙げる要件をすべて満たしている。

- ① SENAI は 1942 年の大統領令により設立された公益機関で、全国に展開する職業訓練センターを運営する唯一の機関である。ブラジル国内で運営しているセンターが高く評価されているほか、他国への技術協力も積極的に行っており、ポルトガル語圏・スペイン語圏諸国における職業訓練への技術協力の実績があ

---

<sup>1</sup> 建設、溶接、自動車、食品加工。

- る。
- ② モザンビークにて新規に開発する「農産品加工」のコースにおいて、モザンビークの気候と農産物がモザンビークとブラジルでは類似しており、SENAI がこれまで施してきた同分野職業訓練に係る技術を活かして指導することができる。
  - ③ モザンビーク公用語であるポルトガル語で業務を実施することができる。
  - ④ モザンビークとブラジルは経済的な結びつきが強く、モザンビークにはブラジルの大手企業も進出している。また、旧宗主国のポルトガルの企業も多い。SENAI はこれらの企業と言語・文化類似性があるため、これらの企業のニーズを汲み取り、カリキュラムに反映していくうえで比較優位がある。

国内外の開発コンサルタント会社等においては、上記した①～④の本案件の要件に総合的に対応できる企業が存在しない。

### 3. 要請書に基づく理由

2015年8月に発出された先方政府からの要請書の背景の「職業訓練実施」の項にて、本プロジェクトのカウンターパートである IFPELAC（要請書が提出された当初の名称は「INEFP」）に対する技術支援は、ブラジルの Servicio Nacional de Aprendizaje Industrial（SENAI）がふさわしいと記載されており、SENAI の高度な人材を有する職業訓練の専門家をアドバイザーとして活用し、技術並びに言語・文化の優位性と、円滑なコミュニケーション促進を目指すことでモザンビーク政府の要望に応える。

（以下原文）

However, to respond to the above mentioned request, the GoM through INEFP identified the Brazilian National Industry Apprenticeship Service (SENAI) to ensure that upon completion of the project INEFP's professional educational model will have been institutionalized and Mozambican professionals will be able to develop their education planning and competency based assessments during their teaching practice.

### 4. JICA の過去の協力によるアセットの活用

SENAI は JICA が 1960 年代より長期にわたり技術協力をおこなってきた組織であり、現在ではポルトガル語圏各国や中南米地域の職業訓練機関の人材育成に貢献する組織へと成長している。SENAI を活用し、ポルトガル語圏への協力を展開するアプローチは、日本、JICA のこれまでの協力のアセットの活用という点において有効であると考えられる。

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2018 年度新留学生プログラム方式研修員受入委託契約 (北海道大学)
(2) 契約金額	25,312,320 円 (学生納付金及び預り金を含んだ金額は 75,589,920 円)
(3) 履行期間	2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	国立大学法人北海道大学
(5) 担当部署	国内事業部 大学連携課

#### 《随意契約理由》

- ◎ 研修員の受入大学は、JICA との覚書を締結した大学の中から研修員候補者が受験し、合格することにより決定されるので、当該研修員が入学する大学以外に当該研修員の就学管理を委ねることはできないため、競争が成立しないことから、本件は会計規程第 23 条 1 項 1 号に則り随意契約となる。

#### 《要約》

- ・ JICA は技術協力を活用し、途上国の若手人材に対して学位課程（修士・博士）への就学による研修機会を提供することを通じて、人材育成に貢献してきた。このような中、2017 年度より大学との連携強化、及び事務手続きの標準化・合理化を図るために、本契約において新留学生プログラム（以下、「本制度」という。）という大学に就学管理を委託する方式を導入し、大学との責任分担の明確化および事務手続きの一元化・合理化を推進している。
- ・ 本契約は、国立大学法人北海道大学との間で締結した「JICA 研修員（学位課程就学者）受入に係る独立行政法人国際協力機構と国立大学法人北海道大学との覚書（以下、「覚書」という。）に基づき、JICA 事業において北海道大学の学位課程での専門知識の付与が必要となる研修員の受入について、就学管理を大学に委託するものである。
- ・

### 2. 背景・経緯

- (1) JICA は途上国の将来を担う若手人材を対象とし、本邦大学の協力の下、学位課程（修士・博士）への就学による研修の機会を提供し、各国の開発に寄与する多角的な人材育成事業を展開してきた。
- (2) このような中、学位課程に就学する研修員については事業毎に手続きや制度が異なる等の問題認識があったことを踏まえ、大学と JICA の役割分担をより明確にし、事務の合理化・簡素化を図るために、2017 年度より本制度を一元的なプラットフォームとして順次導入することとした。

- (3) 本制度では、従来 JICA が契約した運営支援機関が担ってきた研修員の就学管理・生活支援、研修員の教育研究に必要な経費の管理・執行、奨学金の支給事務を大学に委ねる委託契約を導入した。また、事務の合理化・簡素化の観点から、大学における経費の管理・執行は国の競争的研究資金に準拠し、大学の定める規定等により行うこととした。
- (4) 大学との契約の流れとしては、本制度の導入に同意する大学と JICA との間で覚書（有効期間は 5 年間）を締結し、実際に研修員を受け入れる年度に、単年度の「新留学生プログラム方式に係る研修員（学位課程就学者）受入委託契約書」（以下、「契約書」という。）を別途締結することとしている。
- (5) 以上を踏まえ、国立大学法人北海道大学とは 2017 年 9 月 14 日に覚書を締結し、2017 年 9 月 19 日に本制度による最初の契約締結に至った。対象となる契約は、2018 年度分。

### 3. 業務内容

#### (1) 対象となる研修コース及び人数

研修コース名	人数
イノベーティブアジア	18 名
健康危機対応能力強化に向けた感染症対策グローバルリーダー育成プログラム	7 名
道路アセットマネジメント	1 名
食料安全保障のための農学ネットワーク協力 (Agri-Net) プログラム	2 名

(2) 本契約において、大学側が行う具体的な業務の概要は以下の通りである。

- ① 研修員の就学管理・生活支援
- ② 教育研究費（学会出席旅費、論文投稿料等）、就学支援費（厚生補導、チューター雇用等）の執行・管理
- ③ 奨学金（生活費）の支給事務
- ④ JICA との就学状況・成果の共有
- ⑤ 問題発生時の対応
- ⑥ 研修員の受入に係る JICA との各種連絡調整

(3) 上記業務を実施する上で必要な経費と、金額の算定方法は以下の通りである。

- ① 教育研究費：360 千円/人/年上限
- ② 就学支援費：480 千円/人/年上限
- ③ 管理費：上記（3）①と②の合計金額の 30%を計上（国の競争的研究資金の間接経費比率を踏まえたもの）



※奨学金（金額は、文科省国費留学生の奨学金支給水準に準ずる。）については、契約金額に含めないが、預り金として大学に支払い、大学から研修員に支給する。また、学生納付金（検定料、入学金、授業料等）については、大学が規定等にて定める一般的な金額を JICA から大学に別途支払う。

#### 4. 特命随意契約の理由

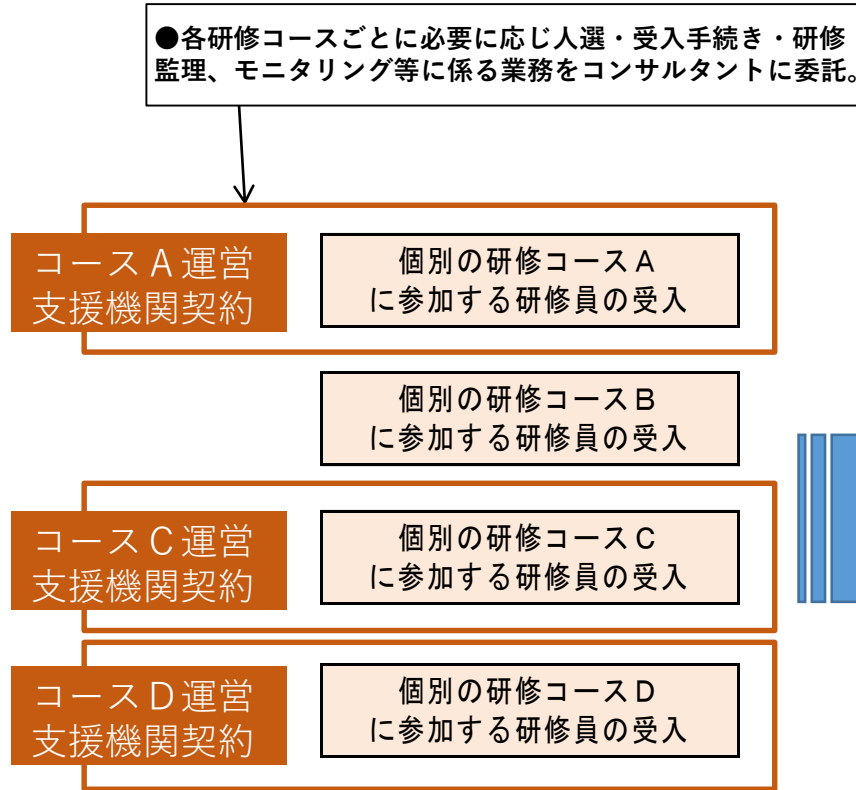
研修員の受入大学は、JICA との覚書を締結した大学の中から研修員候補者が自ら受験し、合格することによって決定されるので、当該研修員が入学する大学以外の大学に当該研修員の就学管理を委ねることはできないため、競争が成立しないことから、本件は会計規程第 23 条 1 項 1 号に則り随意契約となる。

以 上

# 新留学生プログラム（大学委託方式）の導入による 留学制度を活用した人材育成の推進のための制度・運用の改善

2018/9/26  
JICA国内事業部  
大学連携G

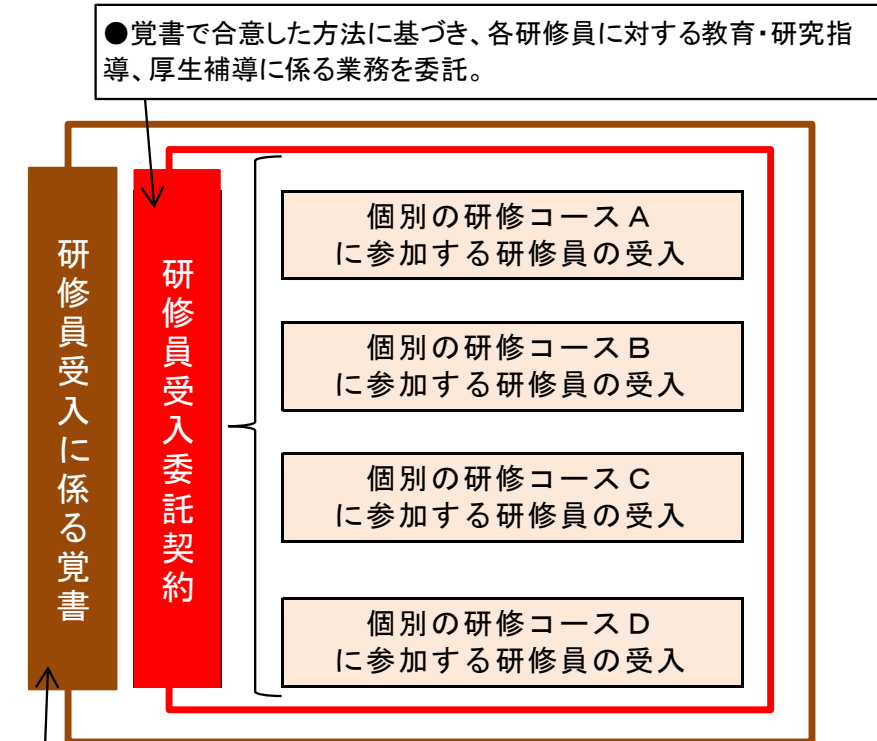
従来



## 課題

- プログラム毎に手続きが異なり、大学における事務が複雑
- JICA側が策定した手続きを大学に依頼するため、大学における事務が煩雑
- 大学とJICAの役割分担が、支援機関が入ること不明確

2017年秋～（順次導入）



- 新留学生プログラムにおける事業実施方法全般に関する包括的な合意
- 有効期限は5年間（延長可）。
- 覚書締結にあたっては、①JICAの求める経費管理が可能なこと、②英語のみによる教育研究が可能なこと、を確認。

## 改善点

- プログラムに関わらず大学との手続き・契約を統一
- 原則として大学側のスケジュールにあわせた形で選考・受入
- 大学とJICAの役割分担の明確化（教育研究・就学支援は大学の役割）

# 新留学生プログラム（大学委託方式）の導入による 留学制度を活用した人材育成の推進のための制度・運用の改善

## ■背景・経緯

（1）本邦大学の学位課程に就学し研修を行う技術研修員については、外交イニシアティブ等を踏まえた研修コースの実施により、受入人数が増加してきた。

（2）留学生の受入規模の拡大を踏まえて、当機構においては2016年度より、受入大学と当機構の役割分担の明確化及び事務の合理化を図るための検討を進め、検討結果を「新留学生プログラム（大学委託方式）」として取りまとめ、受入大学とも調整の上、2017年度秋から試行導入したところである。

## ■新留学生プログラム（大学委託方式）の概要

### （1）基本理念

- 各分野で日本と途上国をつなぐ人材を戦略的に育成し外交資産化を目指す。

### （2）受入方法

- 本邦滞在型の「一般コース」と現地在職型の「国際社会人Drコース」の2類型

### （3）経費管理

- 研修員受入委託契約について、科研費に準拠した大学による経費管理（間接経費30%）

### （4）責任分担

- 研修員の教育研究及び就学支援は大学の役割。「教育研究費」と「就学支援費」を措置。

### （5）実施体制

- 大学と当機構とで「覚書」締結のうえ、各年度研修員受入委託契約を1契約で締結
- 当機構と大学との契約管理窓口の一元化（JICA国内事業部）
- 当機構による学生の本邦就学満足度向上への積極関与

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	統計分析強化支援業務フェーズ3
(2) 契約金額	63,750,834円
(3) 履行期間	2018年3月15日～2020年7月31日
(4) 契約相手名称	グローバルリンクマネジメント株式会社
(5) 担当部署	評価部事業評価第一課

#### 《随意契約理由》

◎本業務は、事後評価結果を活用した JICA 独自の取り組みであり世界的にも前例がない。フェーズ1以降、JICA 評価部とグローバルリンクマネジメント社（以下、「受注者」）が試行錯誤を重ねながら知見と経験を蓄積し手法を見出してきた。本業務を構成する2つの取り組みのうち、事後評価結果の定量的な分析（以下、「回帰分析」）においては、開発事業や事後評価の知見に加え、複数領域の統計学・データサイエンスの知見と技術が求められ、対応可能な企業・人材は希少。また、事後評価手法（レーティング）の見直しの検証・議論（以下、「事後評価手法改善」）では、フェーズ1・2の評価判断基準の継続適用が特に重要である。これらの知見・能力を受注者以外の者が短期間に習得することは極めて困難と言わざるを得ない。加えて、JICA では内部評価も含めた事後評価全体のデータベース整備が急務となっている。以上を勘案し、同社との特命随意契約に至った。

・本統計分析業務では、JICA の事後評価結果の統計的な分析とその結果の事業へのフィードバックを目的に、2014年12月～2016年2月にフェーズ1、2016年5月～2017年6月にフェーズ2を実施した。

### 2. 背景・経緯

JICA 評価部では、レーティング制度（2003年導入）を適用した事後評価案件の蓄積を踏まえ、事後評価結果の事業への活用を強化していくため、統計分析支援業務を開始し、2014～2015年度にフェーズ1、2016～2017年度にフェーズ2を実施した。本業務（以下、「フェーズ3」）では、事後評価結果を活用した回帰分析と、事後評価手法改善の検討を行う。

回帰分析ではこれまでの成果として、有償資金協力の外部評価について総合評価を予測する回帰モデルを作成・改修してきたが、いまだ探索的な分析であることから、今後はより実践的な結果を得るために、情報を更に細分化・精緻化した慎重な解析を行う。事後評価手法改善では、DAC 評価5項目に基づくサブレーティングの視点の見

直しと総合評価結果に及ぼす影響の検証を行ってきており、フェーズ 3 においては、分析対象を拡大し事後評価全体の傾向を踏まえた見直しの議論を行う。

### 3. 業務内容

これまで統計分析業務では、外部事後評価データ（フェーズ 2 完了時点で約 930 件）のみを使用してきたが、事後評価結果全体を俯瞰した上で各分析を行うため、内部評価結果を加えた上で検証を実施する。フェーズ 3 完了時点で対象データ数は約 1,850 件になる見込み。

#### 【回帰分析】

- 解析の基礎となる事後評価データセットの更新を行う（内部評価データ及び外部評価最新データを追加し、データの確認・クリーニングを行う）。
- 分析に使用する変数を JICA 評価部と共に選定・定義し、データの入手・クリーニング・加工を行う。
- フェーズ 2 までに取り組んできた有償用の回帰モデルについては、変数データを追加し、分析をより深化・精緻化させつつ、モデルの修正を行う。また、フェーズ 3 での追加分析として、無償資金協力、技術協力、資金協力（有償・無償共通）、についても回帰モデルを作成し分析を行う。各モデルでの分析の結果得られたデータを JICA 評価部と協議し、考察を加える。
- 各モデルでの分析から得られた示唆については、JICA 評価部および関係部署を対象にセミナーを実施し、事業部へのフィードバックを行う。

#### 【事後評価手法改善】

- フェーズ 2 までで議論・整理した評価 5 項目に対するサブレーティングの再区分基準（3 段階→4 段階への見直し）を踏まえ、内部評価結果およびフェーズ 2 以降に実施された外部評価の追加分について、サブレーティングの再区分を行う。
- 現行サブレーティングと再区分結果の比較を行い、その差について JICA 評価部と考察・議論を行う。
- サブレーティング再区分結果を基に、フェーズ 2 で検討した総合評価導出方法の改定案（6 段階フローチャート方式）に沿った総合評価結果のシミュレーションを行い、現行レーティングにおける結果との比較分析を行う。その分析結果を踏まえ、過去の総合評価結果への影響が小さく、かつ、JICA の事後評価のあり方を適切に反映された総合評価導出方法について提案し、JICA 評価部と協議を行う。

### 4. 特命随意契約の理由

本統計分析は、フェーズ 1 開始時は競争入札にて契約相手方の選定を行ったが、い

ずれの業務も JICA においても初の試行的な取組みであったことから、これまで分析方法の検討や軸となる考え方、分析に必要なデータの使い方や解析結果の解釈について、JICA 評価部と受注者間で協議を繰り返し、試行錯誤を重ねながらデータの精査と検証を行ってきた。この業務での分析過程で得られた試行錯誤の結果は、本業務での分析を深めるうえ不可欠な知見・経験であり、暗黙知も少なくない。本業務は、これまでの分析結果をさらに深化および改善させることが目的であり、先行業務からの継続性を確保することが不可欠である。各業務における担保すべき継続性は以下の通り。

#### 【回帰分析】

- 1) 国際開発事業の評価に関わる回帰分析は先行研究が少ないこともあり、フェーズ 1 以降、複数の分析アプローチを試行し、JICA 評価部とも密接に議論しながら総合評価（被説明変数）を推定するモデルの構築を進めてきた。この業務での分析過程で得られた試行錯誤の結果は、暗黙知も含めた貴重な知見と経験として蓄積され、本業務に不可欠なものである。フェーズ 3 においては、フェーズ 1 および 2 で着手した分析の深化に主眼を置き、過去の業務で共有した知見を踏まえて分析を深めていくことが、最も効率的かつ意義があると考えられる。
- 2) 本件受注者と JICA 評価部とで作成を進めてきた回帰モデルは、他ドナーの研究でよく利用されている経済学的なアプローチではなく、保健医療領域などで使用される分析手法を基礎とし、これまでの取り組みの結果、基本モデルとしてある程度整備することが出来た。この過程で JICA とともに経験したデータ精査やモデル構築での知見を、第三者が短期間で学ぶことは困難である。
- 3) また、このような領域横断的な取り組みには、開発事業や事後評価だけの知見ではなく、人口統計学、保健、疫学・生物統計学などの知見と最新のデータサイエンスの観点を踏まえた検討が不可欠である。日本国内でこのような領域横断的なアプローチを大局的に理解し、かつそれらを実データに対し適用できる知識とスキルを兼ね備えた人材・企業等は極めて限られるのが実情である。更に学問的な知識だけではなく、統計解析ソフトおよびデータサイエンスの知見を、分析目的に応じて正しく活用する技術的スキルが必要であり、さらに分析者によって異なる専門領域を互いに理解したうえで、それらを柔軟に取り込み応用する素養と資質も求められ、人材の希少性が非常に高い。

#### 【事後評価手法改善】

- 1) これまでの業務では、現行の 3 段階による DAC 評価 5 項目の判断（サブレーティング）を 4 段階に変更した場合のシミュレーションを行うため、約 930 件の事後評価報告書を読み込み、4 段階に再区分する作業を行った。4 段階での評価判断においては、定性的な指標や、報告書での評価判断の記述が十分でないもの等、4 段階の判断が困難なものも多々あり、これらについては、留意点を記録したうえで、事後評価経験も豊富な受注者による評価判断を行った。
- 2) フェーズ 3 では、新たな視点での再分析ではなく、フェーズ 2 までの再区分の

視点に基づき分析の拡大を行うことから、現行3段階との差異分析を行う上で、前提となる再区分作業の評価判断の一貫性を担保する必要がある。これまでの業務では、サブレーティングの4段階化の判断基準、総合評価導出方法共に、何度も軌道修正をしながら進めてきている。同じ判断基準でサブレーティングの再区分（4段階化）を進めていくためには、事後評価経験と本件の先行業務とで培われた上記の評価判断の重要性がより高まる。

以上

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ミャンマー国教員養成校改善計画フォローアップ協力 (調査・施工監理) 業務実施契約
(2) 契約金額	14,464,440 円
(3) 履行期間	2017年9月22日～2019年3月21日まで
(4) 契約相手名称	株式会社山下設計
(5) 担当部署	資金協力業務部計画・調整課

#### 《随意契約理由》

- ・本案件は、無償資金協力により整備された施設・機材が瑕疵担保期間中、竜巻の発生により損傷したものを復旧するために実施。
  - ・無償資金協力案件の場合、先方政府とコンサルタントの契約は、瑕疵担保期間満了まで継続するため、今回も両者間の契約期間中の事故であった。
- ◎竜巻の直撃による屋根部等の損傷を確認・分析し、残されている躯体との境界部分・接続部分の対処方針を検討したうえで、修復計画・設計を作成する必要があるため、原設計を熟知している設計業者を契約相手先とする必要があった
- ◎また、新設工事と復旧工事の設計瑕疵担保責任があいまいになることを避けるためにも、新設工事設計者（先行案件受注コンサルタント）との契約が必要であった。
- ・一方、新設工事の設計に瑕疵があった場合、重大な利益相反が発生するため、新設工事に設計瑕疵がなかったかについては慎重な検討を行った。

### 2. 背景・経緯

本案件は、ミャンマーにおける無償資金協力案件「教員養成校改善計画」の瑕疵担保期間中に発生した竜巻により、整備された施設・機材が損傷、機能が損失したため、施設の復旧工事及び機材の機能復旧をフォローアップ協力で実施するもの。本契約は、調査により復旧計画を作成し、また復旧工事や機材調達のための監理等の業務を実施するための契約。

株式会社山下設計は、同無償資金協力のコンサルタントとして、ミャンマー政府と契約しており、同社の監理の下、2016年11月に教員養成校校舎は完成。その後1年間は、瑕疵担保期間としてミャンマー政府と同社間の契約は継続していた。しかし、2017年4月に発生した竜巻の直撃により一部校舎の屋根が剥がれ落ち、その結果入り込んだ雨により室内の機材の一部も故障した。

竜巻は突発的に発生した自然災害であり、日本の建築基準法でも今回の規模の竜巻



を想定した荷重が威力は想定されていない。損傷した校舎に関し設計・施工瑕疵がないことを、設計・施工図面、施工時の記録と屋根材メーカーによる標準工法の比較、被災状況の報告、及びその写真等により確認したため、復旧のためのフォローアップ協力の実施を決定した。

### 3. 業務内容

竜巻被害からの復旧を目的とし、フォローアップ協力の計画を策定するための調査を実施し、作成された計画を基に発注された工事や調達品の監理を行うもの。

・調査業務：被害状況の確認等現地調査の実施、調査結果を踏まえた復旧計画・設計の策定、計画実施のための事業費の積算、仕様書や契約書の作成、調査報告書の作成等。

・施工・調達監理業務：工事实施業者や機材調達業者等の契約補助、工事や機材調達の現場での監理、竣工検査の実施、瑕疵検査の実施等。

### 4. 特命随意契約の理由

①株式会社山下設計は、公示（企画競争）により本無償資金協力の協力準備調査を実施し、贈与契約締結後は、詳細設計・施工監理を行うコンサルタントとして、JICAの推薦に基づき、ミャンマー政府とコンサルタント契約を結んでいた（無償資金協力は原則協力準備調査を実施したコンサルタントを、先方政府に推薦して、実施される）。

②フォローアップ調査の実施を決定する前の事前調査の結果、コンサルタントの設計や施工管理に問題がない（瑕疵がない）ことを確認している。竜巻による荷重外力の方向性及び大きさは、一般的な台風とは大きく異なり、かつ発生頻度も稀であるため、日本の建築基準法でも想定されておらず、ミャンマー国基準でも定められていない。当地域で通常想定されうる風荷重に対して耐えうる強度で設計・施工された施設であったことは設計・施工図面、施工時の記録と屋根材メーカーによる標準工法の比較、被災状況の報告、及びその写真等からも確認できた。しかしながら、今回はそれを超えた規模の竜巻による被害が発生したものであり、コンサルタントの責任ではないと判断し、調査の実施を決定している。

④しかし、仮に今回競争に付し、別のコンサルタントが受注し、調査や監理を実施した場合、将来的に瑕疵が見つかった場合、無償資金協力案件における設計や施工監理を行った株式会社山下設計の責任か、今回フォローアップ協力の設計や施工監理を行ったコンサルタントに責任があったのかを判断することが困難な場合が考えられる。

⑤このため、無償資金協力案件を担当した株式会社山下設計が本契約も受注し、調査や施工管理を行うことが必須となり、「契約の性質または目的が競争を許さない」ため、特命随意契約を締結した。

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ブルキナファソ国カヤ初等教員養成校建設計画事業化調査業務実施契約
(2) 契約金額	28,129,680 円
(3) 履行期間	2017年9月6日から2018年8月30日
(4) 契約相手名称	株式会社マツダコンサルタンツ
(5) 担当部署	資金協力業務部実施監理第二課

#### 《随意契約理由》

・無償資金協力案件は、実施前の協力準備調査（JICA との契約）を実施したコンサルタントが、案件実施中も詳細設計・施工監理等のコンサルタント業務（相手国政府との契約）を実施することを原則としている。

◎ 契約相手方は、先行協力準備調査の受注者であり、その調査結果をもとに計画された無償資金協力案件のコンサルタントとしてブルキナファソ政府と契約中であった。

・本調査は、既に実施段階にあった無償資金協力案件において、本邦企業を対象とした入札が、複数回不調となったため、入札への参加資格を本邦企業から現地企業変更することとし、当該変更のために変更するために必要な現地の資機材や人件費、現地企業の施工能力等の情報収集、修正計画策定を実施するもの。

◎ 本事業化調査は、先行協力準備調査及び実施段階にある無償資金協力案件など現行設計や経緯を前提に行う必要があり、技術的な一貫性が求められた。

◎ また、実施中案件の詳細設計・施工監理等の業務の発注者は相手国政府であることからしても、当該契約業務との一貫性を確保するためにも、契約履行中の本コンサルタントを事業化調査の契約相手先とする必要があった。

### 2. 背景・経緯

本調査は、無償資金協力案件、「カヤ初等教員養成校建設計画」の設計・積算内容を、本邦業者の受注を想定していたものから、現地業者の受注を前提としたものへと変更するために必要な情報を収集し、計画を見直すための調査である。

同無償資金協力案件は、当初、日本の業者が建設・機材調達業務の受注者を日本の業者に限定するスキーム（本邦企業型）に基づき、2014年8月にブルキナファソ政府と日本国政府の間で交換公文が交わされ、ブルキナファソ政府と JICA の間で贈与契約を結び開始された。しかし、3度入札を行ったものの、治安状況の変化に対する

懸念などから、いずれも不調・不落となった。そのため、現地業者の受注を可能とするスキーム（現地企業活用型）に変更し、上記交換公文及び贈与契約の内容を修正する方針を2017年に両国政府と確認した。本調査はスキーム変更のために必要な情報収集を行い、計画の見直しを行うためのものである。

### 3. 業務内容

原計画の内容をもとに、スキームを切り替え、現地企業が受注することを想定した計画の修正を行うために必要な調査を実施し、その結果をまとめ、報告書等の成果品を作成する。主な業務は以下の通り。

- ・資機材や人件費等の現地単価の調査
- ・現地企業の施工能力・実績の調査
- ・事業費の再積算
- ・入札図書（案）の作成
- ・現地の公共調達制度や手続きの調査
- ・「現地企業活用型」スキームの実施プロセスの相手国政府への説明（資金フローや手続きの変更点等）

### 4. 特命随意契約の理由

①株式会社マツダコンサルタンツは、公示（企画競争）により本無償資金協力の協力準備調査を実施し、贈与契約締結後は、詳細設計・施工監理を行うコンサルタントとして、JICAの推薦に基づき、ブルキナファソ政府とコンサルタント契約を結んでいた（無償資金協力は原則協力準備調査を実施したコンサルタントを、先方政府に推薦して、実施される）。

②今回の調査は、原則として(株)マツダコンサルタンツが協力準備調査及びブルキナファソ政府とのコンサルタント契約の業務として作成した計画・設計を前提としており、調査後には、修正された計画・設計を元に、遅滞なく案件を再開するため、速やかに入札補助や施工監理業務の実施が求められた。

③また、JICAとの契約において行われた協力準備調査に加え、先方政府との契約において行われた詳細設計業務の結果や経緯、考え方なども承知しているため、それらを把握・理解するための調査を(株)マツダコンサルタンツは必要としない。

④実施中案件の詳細設計・施工監理等の業務の発注者は相手国政府であることからしても、当該契約業務との一貫性を確保するためにも、契約履行中の本コンサルタントを事業化調査の契約相手先とする必要があった。

⑤以上より、技術的な一貫性の確保が最も重要であることから、(株)マツダコンサルタンツと特命随意契約を結ぶことは妥当と判断した。

## 案件概要シート

### 1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2018 年度-2022 年度 JICA 海外移住資料館管理運営業務【研究・学芸部門】委託契約
(2) 契約金額	363,059,130 円
(3) 履行期間	2018 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日
(4) 契約相手名称	公益財団法人海外日系人協会
(5) 担当部署	横浜センター総務課

#### 《随意契約理由》

○JICA 海外移住資料館は、国際協力機構法第 13 条第 1 項第 5 号に規定されている「海外移住についての調査および知識の普及」を行うため、2002 年 10 月、JICA 横浜内に設置された施設である。

◎海外移住資料館の管理運営業務については、設置当初から 2008 年度までは、海外日系人協会との特命随意契約により実施されてきたが、競争性を確保するため、2009 年度から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、3 回の民間競争入札（市場化テスト）が実施された。その結果、1 回目の入札では 2 社応札で海外日系人協会、2 回目の入札では 1 社応札で海外日系人協会、3 回目の入札では 3 社応札で海外日系人協会を構成員とする共同企業体（JV）が落札し、それぞれ契約相手方となった。このため、委託業務全般を競争に付した場合、海外日系人協会が圧倒的に有利となり公正な競争を阻害すると判断し、委託業務のうち、既存展示の管理や集客イベントの企画・実施など競争の成立する業務（展示・イベント部門）を競争入札の対象とし、海外日系人協会でなければ達成できない一部の業務（研究・学芸部門）のみを厳選し特命随意契約にて調達することとした。

◎海外日系人協会は、その設立の当初より海外の日系人との密接な協力関係を維持していることに加えて、在日日系人社会や国内の学識経験者とも太い人脈を有しており、日本人の海外移住史及び世界各地の日系社会にも精通する唯一無比の団体であり、海外移住資料館の研究・学芸部門の業務においては必要不可欠な組織である。以上より、海外移住資料館の一部業務を、海外日系人協会に特命随意契約により委ねることとしたものである。

### 2. 背景・経緯

○JICA は、国際協力機構法第 13 条第 1 項第 5 号に規定されている「海外移住についての調査および知識の普及」を行うため、2002 年 10 月、JICA 横浜内に海外移住資料館を設置した。

○海外移住資料館の管理運営業務については、設置当初から 2008 年度まで、海外日系人協会との特命随意契約により委託してきたが、①2009～2011 年度、②2012～

2014年度、③2015～2017年度の業務委託契約においては、民間競争入札（市場化テスト）を実施し、①②は海外日系人協会、③は海外日系人協会を構成員とするJVと契約するに至った。

○今回契約においては、委託業務のうち、海外日系人協会でなければ達成できない業務を特定し、特命随意契約により調達することとした。

### 3. 業務内容

海外移住資料館の管理運営業務の内、以下の（１）～（５）の業務を実施する。

（１）一般収蔵庫および写真特殊収蔵庫の収蔵物品の保守業務：一般収蔵庫、写真特殊収蔵庫等に収蔵されている資料の適切な移住史の史実を踏まえた保存・管理のために必要な業務を行う。

（２）学芸業務：常設展示スペース、図書資料室（海外移住）、一般収蔵庫及び写真特殊収蔵庫に収蔵している資料や物品に関する調査・研究を行い、関連情報とともに整理し、活用できるよう台帳（データベース）を整備する。また、外部からの学術的・一般的な照会に対応しうるよう、歴史的背景等に関する情報についてもあわせて収集・整理する。

（３）学術委員会事務局業務：学術委員会（※海外移住資料館の学術研究に係る企画・実施協議・評価を行うことを目的とし、外部有識者及び海外移住資料館館長で構成）の開催準備、関係者との連絡調整、当日の運営補助、および資料館の運営に関する詳細情報の提供、事務業務を行う。また、「学術研究プロジェクト」（※学術委員会で実施が決定した研究課題について、研究者グループに委託して実施する研究プロジェクト）の支援業務を実施する。

（４）企画展示、公開講座、その他イベント等関連業務：入館者の増加に資する、一般市民にも関心を引く内容にテーマを絞った企画展示を企画、実施する。企画展示の開催初日や終末期には、必要に応じオープニング・イベント、クロージング・イベントを行う。また、これら企画展示と連動した、又は企画展示とは必ずしも連動しないが、タイムリーなテーマによる外部者向け公開講座を企画、実施する（なお、企画展示のオープニング・イベント、クロージング・イベント以外については、競争入札対象の「展示・イベント部門」に含む）。

（５）図書資料室（海外移住）における利用者向けサービス提供：上記（１）の学術業務に直結したレファレンス業務や図書資料室（海外移住）に来室、または電話等にて情報提供や照会を求める利用者へのサービス提供に必要な業務を実施する。

### 4. 特命随意契約の理由

（１）海外移住資料館は、我が国における海外移住の専門資料館で、統計上の博物館類似施設であり、歴史資料等保有施設に指定されている。海外日系人協会は、1957年に開催された「国連加盟記念・海外日系人親睦大会」のための「海外日系人連絡事務局」を母体とし、1967年に財団法人認可を受けた団体で、その設立当初より特に海

外の日系人との密接な協力関係を維持している。このため JICA は、2002 年の海外移住資料館設置当初から 2008 年度まで、海外移住資料館の管理運営業務全般を、海外日系人協会と特命随意契約を締結して委託してきた。今日では海外日系人協会は、海外日系人社会のみならず在日日系人社会や日本移民学会会員等の学識経験者とも太い人脈を有しており、我が国海外移住史はもちろんのこと、世界各地の日系社会にも精通する唯一無比の団体となっており、海外移住資料館の研究・学芸部門においては必要不可欠な組織である。

(2) JICA は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(2006 年法律第 51 号)に基づき、調達における競争性を確保するため、2009~2011 年度、2012~2014 年度、2015~2017 年度の 3 回の業務委託契約においては、民間競争入札(市場化テスト)を実施し、契約相手方を選定してきた。その結果、2009~2011 年度契約においては 2 者応札、2012~2014 年度契約においては 1 者応札となったが、契約者はいずれも海外日系人協会となり、2015~2017 年度契約においては 3 者応札となったものの、契約者は海外日系人協会を構成員とする JV となった。このように、競争を促す目的で共同企業体の結成を認めたとしても、海外日系人協会との JV 結成に成功した者が著しく有利となることから、公正・公平な競争を促し、サービスの質的向上を図るためには、委託業務のうち、海外日系人協会でなければ達成できない研究・学芸部門については海外日系人協会との特命随意契約として切り分け、既存展示の管理や集客イベントの企画・実施など展示・イベント部門については一般競争で調達するのが適当である。

(3) JICA は、市場化テストの対象となっていた間(2009~2017 年度)、競争性を確保するためだけではなく、サービスの質的向上を促すためのインセンティブの設定や人材活用を促進するためのポスト制廃止などの工夫を行ってきた。こうした工夫・努力に対して、2017 年 5 月、第 452 回入札監理小委員会は、「競争の導入によるサービスの改革に関する法律」(平成 18 年法律第 51 号)第 7 条第 8 項の規定に基づく本件事業の評価を行い、「公共サービスとしての質の維持向上と合わせて、経費の削減の双方の実現が達成された」として市場化テストの終了を確認、この方向性は同年 6 月の第 193 回官民競争入札等監理委員会においても了承され、今後は JICA の責任において入札・契約を行うこととなった。この委員会において、委員より今後も適正な競争を維持するための方策について問われた際、JICA は「海外日系人協会でしか実現できない海外移住関連の研究・学芸部門については限定的に海外日系人協会との特命随意契約とすることが適当」と回答、JICA が提出した実施状況報告にも記載しており、一部委員から肯定的なコメントがあり、他の委員からも特段の異論はなかった。

後継案件の受注者選定時における先行案件の収集情報の取扱いについて  
～ 特命随意契約としないために ～

【 基本原則 】

特命随意契約の構成要件となるのは、一般的に以下の要件に限られるとしている（競争性のない随意契約にかかるガイドライン（執務参考資料）2017年9月参照）。

会計規程第23条第1項

第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」

第2号「緊急を要するため競争に付しえないとき」

第10号「機構の行為を秘密にする必要があるとき」

第12号「時価に比べて著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき」

第13条「現に履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約の締結者以外の者をして履行させることが不利であるとき」

第17号「その他競争に付することを不利とする特別の事由があるとき」

先行案件の契約者を後継案件で特命とする場合には、第1号、第12号等の適用が考えられるが、これまでの契約監視委員会における累次の指摘を踏まえ、特に2017年度からは、先行案件における「収集情報保持の優位性」のみを理由として、特命随意契約の構成要素とすることは、認めていない。

参考まで、「後継案件」について、特命随意契約を認められると考えている事例を挙げると以下の通り。

- 1) 先行して実施された業務に基づく構造物等（例：病院施設・設備）に対して、その構造そのものに直接関係する業務（調査、設計等）を行う場合。ただし、先行して実施された業務に瑕疵（例：設計瑕疵）がない、または瑕疵部分について特定され、当該瑕疵については、先行して実施した業者が修補等を行っていることを条件とする。
- 2) 先行する協力準備調査の業務の結果に基づき、資金協力事業が実施され、先方政府が当該受注者と既に契約関係にある場合で、当該準備調査の補完、修正等業務を行う場合。
- 3) 先方政府の都合等により、プロジェクト自体が中断又は延期され、当該プロジェクトにかかる業務委託契約を解除（主に合意解除）した場合であって、当該プロジェクトを再開する場合。ただし、契約解除で残余した業務が契約解除までに履行された業務と可分である場合や契約解除から相当程度の時間が経過するなど、先行業務

との継続性を要しない場合を除く。

- 4) 大規模なシステム開発・運用・保守に伴う同一システムの改修・変更等で、開発者でなければシステム管理上の安全が担保できない場合。

## 【 案件における各種情報の取扱いの現状 】

機構のコンサルタント等契約においては、当該契約約款において、成果品（報告書、マニュアル等）の所有権及び著作権が、検査終了後、発注者に移転、譲渡される旨規定されている。何が成果品に該当するかについては、特記仕様書に規定される。

また、コンサルタント等契約以外についても、映像の作成やシステム開発等を業務とする場合、当該映像やソフトウェア等については、仕様書等において成果品と規定し、当該成果品の所有権及び著作権が発注者に帰属することを契約に規定している。

報告書や映像等の業務の目的物としての成果品に加え、業務完了後、二次的な利用が想定される中間的な成果品（技術移転のためのマニュアル、セミナー資料、測量図、交通量調査結果データ等）についても、特記仕様書において「成果品」と規定し、所有権・著作権が発注者に確実に帰属するよう、励行している。

ただし、これら中間的な成果品にかかる生データ等については、二次利用に必要ないため、原則、成果品としていない。具体事例としては、以下の通り。

- (1) 交通量調査において、調査員が記録する野帳や記録簿を成果品とするのではなく、それらをデータベースとして集約・整理したものを成果品と規定することにより、二次的な利用を可能としている。
- (2) 地質調査のボーリングデータ（具体的には、最終報告書の巻末資料として綴じ込まれることが多い。）やデータが含まれる「地質調査結果報告書」を成果品の一部として規定することはあるが、当該地質調査にかかる野帳や日報、ボーリングコアなどまで成果品として含めることはない。

上述の通り報告書の内容等について、①それを補足するような資料やデータ、②二次的な利用が想定されるデータ等については、成果品の一部として規定し、その所有権・著作権が発注者に所属するよう規定している。このため、これら本来成果品の一部として規定すべき資料・データを成果品として規定していない場合に、これら資料・データを特定の事業者が所有していることをもって、当該事業者を特命随意契約の相手方とすることは、必ずしも合理的な特命理由を構成しないと考える。

このような認識のもと、「必要な資料・データは、成果品として規定する。」こと、その後継案件があった場合は、それら資料・データを開示したうえで競争性が担保されることを、徹底していきたい。

以上